

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年4月2日
【計算期間】	第11期（自平成24年1月7日 至平成25年1月7日）
【ファンド名】	日本インデックス２２５ＤＣファンド
【発行者名】	岡三アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 吉野 俊之
【本店の所在の場所】	東京都中央区八重洲二丁目8番1号
【事務連絡者氏名】	田中 利幸
【連絡場所】	東京都中央区八重洲二丁目8番1号
【電話番号】	03-3516-1432
【縦覧に供する場所】	該当なし

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

■ ファンドの目的

ファンドは、確定拠出年金制度のための専用ファンドとして、日本インデックスオープン225・マザーファンド受益証券を主要な投資対象とし、日経平均株価（225種）に連動した投資成果を目標として運用を行います。

■ 信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。委託会社は、受託会社と合意のうえ、この限度額を変更することができます。

■ ファンドの商品分類

ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において、「追加型投信／国内／株式／インデックス型」に分類されます。

ファンドの商品分類は、以下のとおりです。

商品分類表（ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型投信	国 内	株 式	インデックス型
追加型投信	海 外	債 券	
	内 外	不動産投信	特 殊 型
		その他資産 ()	
		資産複合	

属性区分表（ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	対象インデックス
--------	------	--------	------	----------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
	年2回	日本		
	年4回	北米		日経225
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州	ファミリー ファンド	
	年12回 (毎月)	アジア		TOPIX
	日々	オセアニア		
不動産投信	日々	中南米		
その他資産 (投資信託証券 (株式・一般))	その他 ()	アフリカ	ファンド・オ ブ・ファンズ	その他 ()
		中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

ファンドは、マザーファンドの受益証券（投資信託証券）を主要投資対象とするファミリーファンド方式で運用を行うため、属性区分におけるファンドの投資対象資産は、「その他資産（投資信託証券）」となり、商品分類における投資対象資産（収益の源泉）である「株式」とは分類・区分が異なります。

商品分類および属性区分の定義につきましては、下記をご覧ください。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）でもご覧いただけます。

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類および属性区分は以下のとおりです。

[商品分類表の定義]

《単位型投信・追加型投信の区分》

- (1) 単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

《投資対象地域による区分》

- (1) 国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

《投資対象資産による区分》

- (1) 株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信（リート）…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記（1）から（3）に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な組入資産そのものの名称記載も可とする。
- (5) 資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記（1）から（4）に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

《独立した区分》

- (1) MMF（マネー・マネージメント・ファンド）…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2) MRF（マネー・リザーブ・ファンド）…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3) ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

《補足分類》

- (1) インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、「属性区分表の定義」で《特殊型》の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外的小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

〔属性区分表の定義〕

《投資対象資産による属性区分》

- (1) 株式
 - ①一般・・・次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
 - ②大型株・・・目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
 - ③中小型株・・・目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券
 - ①一般・・・次の国債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
 - ②公債・・・目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。）に主として投資する

旨の記載があるものをいう。

③社債・・・目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

④その他債券・・・目論見書又は投資信託約款において、国債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

⑤格付等クレジットによる属性・・・目論見書又は投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3) 不動産投信・・・これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4) その他資産・・・組入れている資産を記載するものとする。

(5) 資産複合・・・以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

①資産配分固定型・・・目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

②資産配分変更型・・・目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

《決算頻度による属性区分》

(1) 年1回・・・目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

(2) 年2回・・・目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。

(3) 年4回・・・目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。

(4) 年6回（隔月）・・・目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。

(5) 年12回（毎月）・・・目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。

(6) 日々・・・目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

(7) その他・・・上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

《投資対象地域による属性区分（重複使用可能）》

(1) グローバル・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

(2) 日本・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(3) 北米・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

- (4) 欧州・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5) アジア・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6) オセアニア・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7) 中南米・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8) アフリカ・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9) 中近東（中東）・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10) エマージング・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

《投資形態による属性区分》

- (1) ファミリーファンド・・・目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
- (2) ファンド・オブ・ファンズ・・・「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

《為替ヘッジによる属性区分》

- (1) 為替ヘッジあり・・・目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2) 為替ヘッジなし・・・目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

《インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分》

- (1) 日経225
- (2) TOPIX
- (3) その他の指数・・・上記指数にあてはまらない全てのものをいう。

《特殊型》

- (1) ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動（一定倍の連動若しくは逆連動を含む。）を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3) ロング・ショート型／絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記

載があるものをいう。

- (4) その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記（1）から（3）に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

〈ファンドの特色〉

- 日経平均株価（225種）に連動する投資成果を目標として運用を行います。

日経平均株価（225種）をベンチマークとします。

日経平均株価（225種）とは…

日経平均株価（225種）は、日本経済新聞社が東証一部上場銘柄のうち代表的な225銘柄を対象に算出・公表している株価指数であり、わが国の株式市場動向を反映する代表的な指数のひとつです。

- ・「日経平均株価」は、株式会社日本経済新聞社によって独自に開発された手法によって、算出される著作物であり、株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」自体および「日経平均株価」を算定する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有しています。
- ・「日経」および「日経平均株価」を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、全て株式会社日本経済新聞社に帰属しています。
- ・ファンドは、投資信託委託会社などの責任のもとで運用されるものであり、株式会社日本経済新聞社は、その運用およびファンドの受益権の取引に関して、一切責任を負いません。
- ・株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延または中断に関して、責任を負いません。
- ・株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」の構成銘柄、計算方法、その他「日経平均株価」の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

- 日経平均株価（225種）採用銘柄のうち200銘柄以上に、原則として等株数投資を行います。
ただし、流動性に著しく欠ける銘柄や信用リスクが高いと判断される銘柄の組入れは、行わないことがあります。
- 設定・解約による資金流入に伴う売買は、買付けは株価の高い銘柄から順に、売付けの場合は株価の低い銘柄から順に行います。
- 資金動向、市況動向によっては、株価指数先物取引等を活用することがあります。このため、一時的に現物株式の実質組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- 株式以外の資産（日本インデックスオープン225・マザーファンドに属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資は、原則として信託財産総額の50％以下とします。

※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

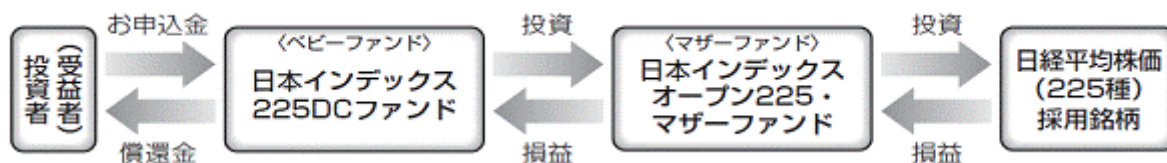
平成14年1月7日 信託契約締結、設定、運用開始

平成19年1月4日 投資信託振替制度へ移行

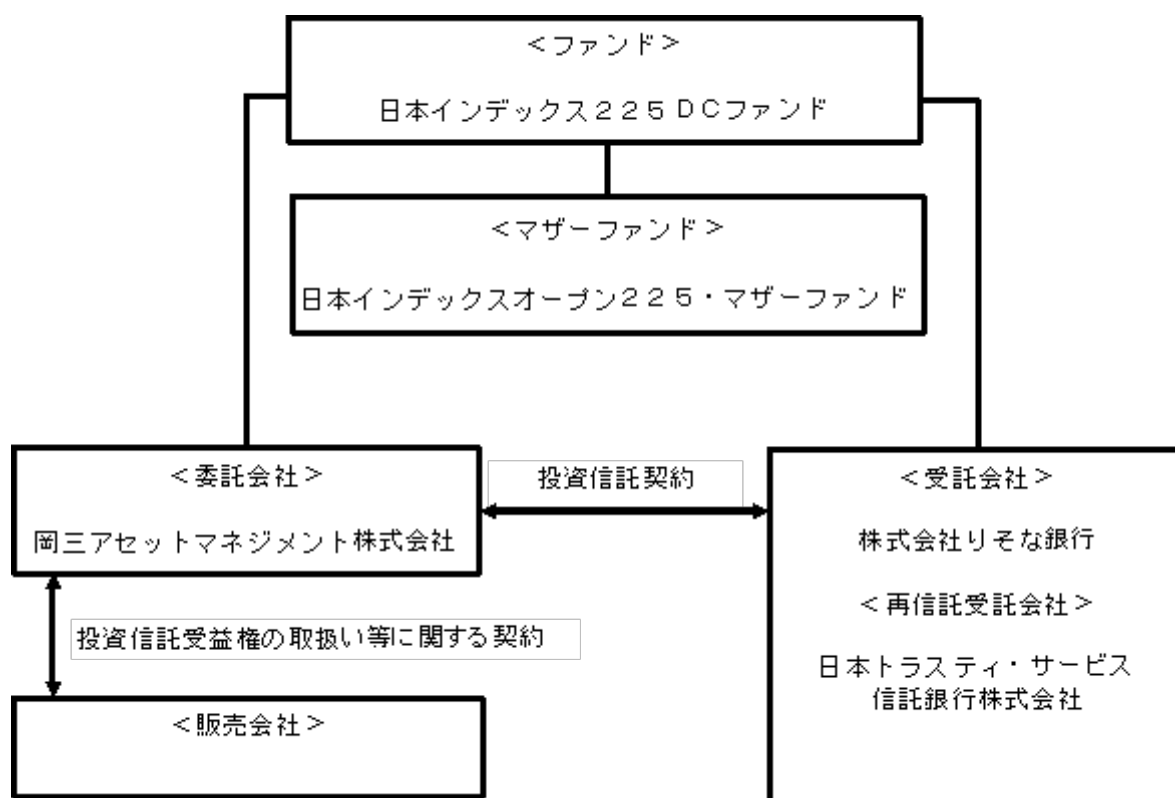
(3) 【ファンドの仕組み】

■ ファミリーファンド方式

ファミリーファンド方式とは、投資家から投資された資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



■ ファンドの関係法人とその役割



関係法人	役割
委託会社	投資信託契約に基づき、投資信託財産の運用指図、投資信託財産の計算（基準価額の計算）、収益分配金、償還金及び解約金の支払い、投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）および運用報告書の作成・交付等を行います。
受託会社	投資信託契約に基づき、投資信託財産の保管・管理・計算、委託会社の指図に基づく投資信託財産の処分等を行います。
再信託受託会社	受託会社との再信託契約に基づき、所定の事務を行います。
販売会社	委託会社との間に締結した「投資信託受益権の取扱い等に関する契約」に基づき、受益権の募集の取扱い、投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）及び運用報告書の交付の取扱い、解約請求の受付、収益分配金の再投資、償還金及び解約金の支払事務等を行います。

■ 委託会社の概況（平成25年1月末日現在）

◆ 資本金

10億円

◆ 委託会社の沿革

昭和39年10月 6 日	「日本投信委託株式会社」設立
昭和62年 6 月27日	第三者割当増資の実施（新資本金 4億5,000万円）
平成 2 年 6 月30日	第三者割当増資の実施（新資本金 10億円）
平成20年 4 月 1 日	岡三投資顧問株式会社と合併し、商号を「岡三アセットマネジメント株式会社」に変更

◆ 大株主の状況

名 称	住 所	持株数	持株比率
岡三興業株式会社	東京都中央区日本橋小網町9番9号	253,400株	30.71%
株式会社岡三証券グループ	東京都中央区日本橋1丁目17番6号	163,800株	19.85%
株式会社りそな銀行	大阪市中央区備後町2丁目2番1号	41,150株	4.99%
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号	41,150株	4.99%
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1丁目3番3号	41,149株	4.99%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

■ 基本方針

ファンドは、日経平均株価（225種）に連動した投資成果を目標として運用を行います。

■ 運用方法

a 投資対象

日本インデックスオープン225・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

b 投資態度

イ. 主として、日本インデックスオープン225・マザーファンド受益証券に投資し、日経平均株価（225種）に連動する投資成果を目指して運用を行います。

ロ. 株式以外の資産への実質投資割合（マザーファンドの信託財産に属する株式以外の資産のうち、信託財産に属するとみなした割合を含みます。）は、原則として投資信託財産総額の50%以下とします。

（参考）日本インデックスオープン225・マザーファンドの投資方針

■ 基本方針

ファンドは、日経平均株価（225種）に連動する投資成果を目標として運用を行います。

■ 運用方法

a 投資対象

わが国の金融商品取引所上場株式のうち、日経平均株価（225種）に採用されている銘柄を投資対象とします。

b 投資態度

イ. 日経平均株価（225種）採用銘柄のうち200銘柄以上に、原則として等株数投資を行います。ただし、流動性に著しく欠ける銘柄や信用リスクが高いと判断される銘柄の組入れは行わないことがあります。

ロ. 設定・解約による資金流出入に伴う売買は、買付けは株価の高い銘柄から順に、売付けの場合は株価の低い銘柄から順に行います。

ハ. 資金動向、市況動向によっては、株価指数先物取引等を活用することがあります。このため、一時的に現物株式の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。

ニ. 株式以外の資産への投資割合は、原則として投資信託財産総額の50%以下とします。

(2) 【投資対象】

■ 投資の対象とする資産の種類

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類（本邦通貨表示のものに限ります。）は、次に掲げるものとします。

a 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 金銭債権

ハ. 約束手形

b 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

■ 運用の指図範囲

a 有価証券

委託会社は、信託金を、主として、岡三アセットマネジメント株式会社を委託会社とし、株式会社りそな銀行を受託会社として締結された親投資信託「日本インデックスオープン２２５・マザーファンド」の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- イ. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- ロ. 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、上記イ.の証券の性質を有するもの
- ハ. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

b 金融商品

委託会社は、信託金を、上記の有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- イ. 預金
- ロ. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- ハ. コール・ローン
- ニ. 手形割引市場において売買される手形

（参考）日本インデックスオープン２２５・マザーファンドの投資対象

■ 投資の対象とする資産の種類

a 特定資産

- イ. 有価証券
- ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、有価証券指数等先物取引に限ります。）
- ハ. 金銭債権
- ニ. 約束手形

b 特定資産以外の資産

- イ. 為替手形

■ 運用の指図範囲

a 有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）

- イ. 株券または新株引受権証書
- ロ. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

ハ、外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、上記ロ.の証券の性質を有するもの

ニ、指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

b 金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）

イ、預金

ロ、指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

ハ、コール・ローン

ニ、手形割引市場において売買される手形

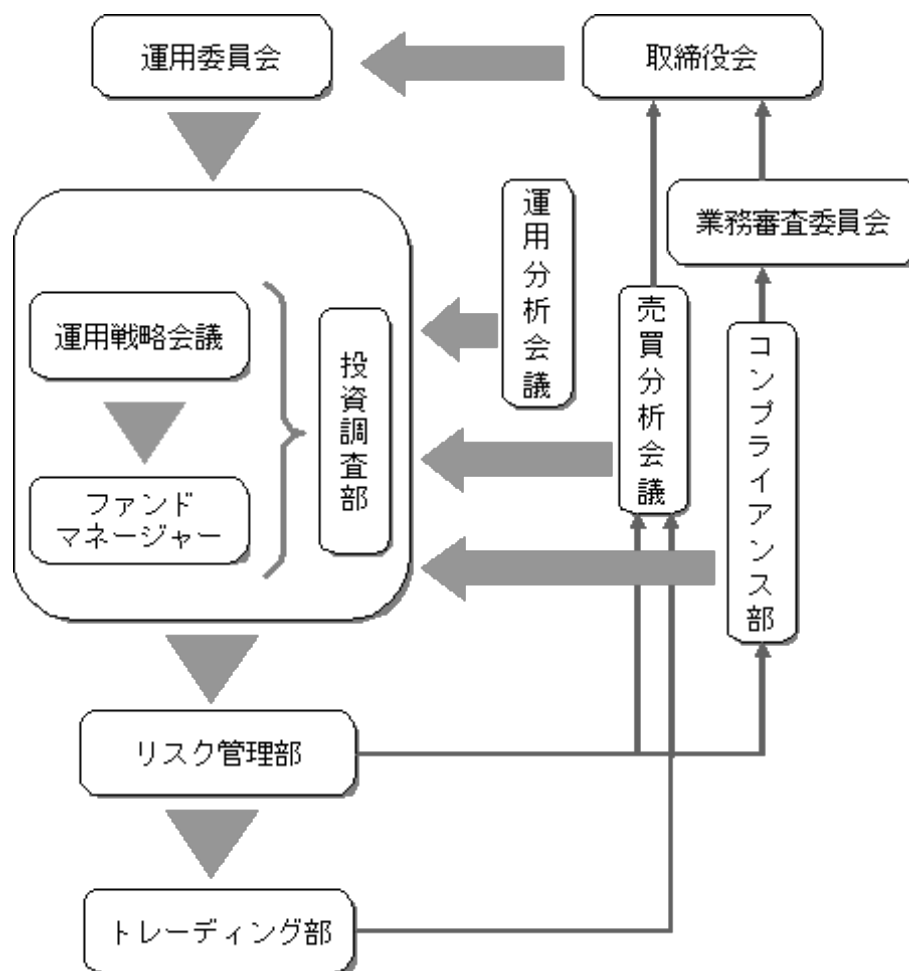
c 特別な場合の運用指図

ファンドの一部解約、償還への対応で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記の金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 【運用体制】

■ 運用体制、内部管理および意思決定を監督する組織

ファンドの運用体制、内部管理および意思決定を監督する組織は、以下のようになります。



会議名または部署名	役割
運用委員会 (月1回開催)	運用本部で開催する「ストラテジー会議」で策定された投資環境分析と運用の基本方針案に基づいて検討を行い、運用の基本方針を決定します。また、運用に関する内規の制定及び改廃のほか、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項を決定します。
運用戦略会議 (月1回開催)	ファンドマネージャーより運用委員会で決定された運用の基本方針に基づいた個別ファンドの具体的な投資戦略が報告され、その内容について検討を行います。
運用担当部署	ファンドマネージャーは、運用戦略会議で検討された投資戦略に基づき、ファンド毎に具体的な運用計画を策定し、運用計画書・運用実施計画書に基づいて、運用の指図を行います。
投資調査部	国内外のマクロ経済・セミマクロ経済の調査・分析、市場環境の分析、企業の調査・分析等を行い、ファンドマネージャーに情報提供を行うことで、運用をサポートします。
運用分析会議 (月1回開催)	運用のパフォーマンス向上、運用の適正性の確保、および運用のリスク管理に資することを目的に、個別ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、運用本部にフィードバックを行います。
売買分析会議 (月1回開催)	運用財産に係る運用の適切性確保に資することを目的にファンドの有価証券売買状況や組入れ状況など、日々、リスク管理部、トレーディング部が行っている運用の指図に関するチェック状況の報告・指摘を行います。議長は会議の結果を取締役会へ報告します。
業務審査委員会 (原則月1回開催)	運用の指図において発生した事務処理ミスや社内規程等に抵触した事項などについて、審議・検討を行います。委員長は審議・検討結果を取締役会へ報告します。
コンプライアンス部 (5名程度)	運用業務にかかわる関係法令及び社内諸規則等の遵守状況の検証並びに検証に基づく運用本部への指導を行います。

リスク管理部 (6名程度)	「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図につき、法令諸規則等に定める運用の指図に関する事項の遵守状況の確認を行います。発注前の検証として、発注内容が法令諸規則等に照らして適当であるのか伝票等より確認を行い、発注後の検証として、運用指図結果の適法性又は適正性について確認を行います。
トレーディング部 (7名程度)	有価証券、デリバティブ取引に係る権利等の発注に関し、法令諸規則等に基づいて最良執行に努めています。また、運用指図の結果について最良執行の観点からの検証・分析を行います。

■ 社内規程

委託会社では、ファンドの運用に関する社内規程において、運用を行うに当たって遵守すべき事項等を定め、ファンドの商品性に則った適切な運用を行っています。

また、委託会社では、リスク管理規程において、運用に関するリスク管理方針を定め、運用本部及び運用本部から独立した部署が、運用の指図について運用の基本方針や法令諸規則等に照らして適切かどうかのモニタリング・検証を通じて、運用リスクの管理を行っています。

■ ファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

「受託会社」または「再信託受託会社」に対しては、日々の基準価額および純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っております。

※ 運用体制等につきましては、平成25年1月末日現在のものであり、変更になることがあります。

(4) 【分配方針】

毎年1月6日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき分配を行います。

a 分配対象収益の範囲

繰越分を含めた利子等収入と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

b 分配対象収益についての分配方針

委託会社が基準価額水準、利子等収益等を勘案のうえ分配金額を決定します。

c 留保益の運用方針

分配に充てなかった留保益については、運用の基本方針と同一の運用を行います。

d 分配金は、決算日の基準価額で再投資いたします。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

◆ 分配方針に基づいて収益分配を行う予定ですが、分配金の支払いを保証するものではありません。

(5) 【投資制限】

■ マザーファンド受益証券への投資には制限を設けません。

■ 株式への実質投資割合には制限を設けません。

■ 外貨建資産への投資は行いません。

■ 資金の借入れ

- a 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入れ額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- c 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- d 借入金の利息は、信託財産中より支弁します。

（参考）日本インデックスオープン２２５・マザーファンドの投資制限

■ 株式への投資割合には制限を設けません。

■ 外貨建資産への投資は行いません。

■ 投資する株式の範囲

委託会社が投資することを指図する株式は、わが国の取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式については、この限りではありません。

■ 有価証券指数等先物取引の運用指図

委託会社は、わが国の取引所における有価証券指数等先物取引ならびに外国の取引所における有価証券指数等先物取引を行うことの指図ができます。

■ 有価証券の貸付の指図及び範囲

- a 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式を、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えない範囲内で貸付の指図をすることができます。
- b 上記aの限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかに、その超える額に相当す

る契約の一部の解約を指図するものとします。

- c 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

■ 「投資信託及び投資法人に関する法律」並びに関係法令に基づく投資制限

- a 委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。
- b 委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合において、当該株式を投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図することはできません。

3【投資リスク】

投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。
ファンドは、国内の株式等値動きのある有価証券等に投資しますので、組入れた有価証券等の価格の下落等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

<投資リスク>

■ 株価変動リスク

株式の価格は、株式の発行会社の業績や財務状況、株式市場の需給、政治・経済情勢等の影響により変動します。

投資した株式の価格の上昇は、ファンドの基準価額の上昇要因となり、投資した株式の価格の下落は、ファンドの基準価額の下落要因となります。

投資した株式の価格の下落の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

■ 日経平均株価（225種）変動リスク

日経平均株価（225種）に連動する投資成果を目標として運用しますので、日経平均株価（225種）の下落の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

■ 信用リスク

有価証券等の発行体の破綻や財務状況の悪化、および有価証券等の発行体の財務状況に関する外部評価の変化等の影響により、投資した有価証券等の価格が大きく下落することや、投資資金が回収不能となる場合があります。このような場合には、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

債券や短期金融商品へ投資した場合には、元利支払いの不履行もしくは遅延の影響で、ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

※ 基準価額の変動要因は上記のリスクに限定されるものではありません。

<留意事項>

- ・ ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ・ 投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- ・ 日経平均株価（225種）に連動する投資成果を目標として運用を行いますが、日経平均株価（225種）との連動を保証するものではありません。

以下の要因などによりファンドの基準価額と日経平均株価（225種）に乖離が生じることがあります。

- (a) 株式や株価指数先物取引等の売買委託手数料、信託報酬や監査費用等の負担
 - (b) 流動性に著しく欠ける銘柄や信用リスクが高いと判断される銘柄を組入れないこと
 - (c) 日経平均株価（225種）採用銘柄の銘柄入替え
 - (d) 株価指数先物取引等を活用すること
 - (e) 組入株式の配当金（日経平均株価（225種）は、配当金を含まない指数です。）
- ・ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
 - ・ 取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することや、すでに受付けた解約請求の受付を取消すことがあります。
 - ・ ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファンドが投資対象とするマザーファンドを他のベビーファンドが投資対象としている場合に、当該他のベビーファンドにおいて追加設定および一部解約等がなされた場合には、その結果として、マザーファンドにおいても売買等が生じ、ファンドの基準価額に影響を受けることがあります。

<投資リスクに対する管理体制>

- ・ 運用委員会において、運用に関する内規の制定および改廃のほか、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項を決定します。

- ・ リスク管理部は、投資信託財産の運用の指図につき法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款等（以下、「法令諸規則等」という。）に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認します。

リスク管理部は、原則として日々、次に掲げる方法による検証を行います。

- ① 運用の指図に関する帳票の確認
- ② 検証システムにより抽出される運用の実施状況に関するデータの確認
- ③ その他検証を行うために必要な行為

発注前の検証は、運用実施に関する内規に基づき、発注内容が法令諸規則等に照らして適当であるかどうか伝票等より確認を行います。発注後の検証は、運用指図結果の適法性又は適正性について確認を行います。

- ・ 運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行います。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

ありません。

(2)【換金（解約）手数料】

ありません。

(3)【信託報酬等】

■ 信託報酬の総額及びその配分

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.5775%（税抜0.55%）の率を乗じて得た額とします。

信託報酬は、「委託会社」、「販売会社」及び「受託会社」の間で次のように配分します。

信託報酬の総額	年 10,000分の	57.75（税抜 55）
委託会社	年 10,000分の	24.15（税抜 23）
販売会社	年 10,000分の	26.25（税抜 25）
受託会社	年 10,000分の	7.35（税抜 7）

■ 信託報酬の支払時期

毎計算期間の最初の6ヵ月終了日及び毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支弁

します。

(4) 【その他の手数料等】

- ファンドの組入有価証券の売買委託手数料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、マザーファンドの組入有価証券の売買委託手数料、先物取引の売買委託手数料につきましては、間接的に受益者の負担となります。
 - ファンドの財務諸表の監査費用は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の0.525（税抜0.5）の率を乗じて得た額とし、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日及び毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支弁します。
 - ファンドの解約に伴う支払資金の手当て又は再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的とした借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
 - ファンドの信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、及び受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、マザーファンドの当該費用につきましては、間接的に受益者の負担となります。
- ※ その他の手数料等につきましては、財務諸表の監査費用を除き、運用状況等により変動するものであり、事前に金額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。

(5) 【課税上の取扱い】

ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。

ファンドは、確定拠出年金法に基づく確定拠出年金制度のための専用ファンドです。

確定拠出年金制度に係る掛け金、積立金及び給付については、所得税、法人税、相続税ならびに道府県民税（都民税を含む。）及び市町村民税（特別区民税を含む。）の課税について必要な措置を講ずる（確定拠出年金法第86条）とされており、運用段階においては非課税となっております。したがって、確定拠出年金制度に係るファンドの期中収益分配金、一部解約による収益の分配、償還による収益の分配については、いずれも非課税となります。

※ 税法もしくは確定拠出年金法が改正された場合は、上記の内容が変更されることがあります。

5 【運用状況】

平成25年1月31日現在の運用状況は、以下の通りです。

投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。また、小数点以下第3位を四捨五入しており、合計と合わない場合があります。

(1) 【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	1,178,788,579	99.99
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		122,457	0.01
合計（純資産総額）		1,178,911,036	100.00

＜参考＞日本インデックスオープン２２５・マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	6,060,960,450	97.86
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		132,837,111	2.14
合計（純資産総額）		6,193,797,561	100.00

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

組入銘柄は、上位30銘柄もしくは全銘柄を記載しています。

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (％)
日本	親投資信託受益証券	日本インデックスオープン２２５・マザーファンド	981,669,370	1.1438	1,122,833,426	1.2008	1,178,788,579	99.99

(種類別投資比率)

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.99
合計	99.99

＜参考＞日本インデックスオープン２２５・マザーファンド

国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (％)
日本	株式	ファーストリテイリング	小売業	22,000	17,931.00	394,482,000	24,080.00	529,760,000	8.55
日本	株式	ファナック	電気機器	22,000	12,583.96	276,847,120	14,250.00	313,500,000	5.06
日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	66,000	3,169.23	209,169,180	3,260.00	215,160,000	3.47
日本	株式	京セラ	電気機器	22,000	6,293.61	138,459,420	8,270.00	181,940,000	2.94
日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	44,000	2,467.14	108,554,160	3,505.00	154,220,000	2.49
日本	株式	KDDI	情報・通信業	22,000	5,557.97	122,275,340	6,800.00	149,600,000	2.42
日本	株式	信越化学工業	化学	22,000	4,163.68	91,600,960	5,590.00	122,980,000	1.99
日本	株式	キャノン	電気機器	33,000	2,475.51	81,691,830	3,365.00	111,045,000	1.79
日本	株式	武田薬品工業	医薬品	22,000	3,635.62	79,983,640	4,700.00	103,400,000	1.67
日本	株式	アステラス製薬	医薬品	22,000	3,921.64	86,276,080	4,655.00	102,410,000	1.65
日本	株式	セコム	サービス業	22,000	3,854.64	84,802,080	4,560.00	100,320,000	1.62
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	22,000	3,094.18	68,071,960	4,365.00	96,030,000	1.55
日本	株式	エーザイ	医薬品	22,000	3,487.21	76,718,620	4,000.00	88,000,000	1.42
日本	株式	テルモ	精密機器	22,000	3,382.80	74,421,600	4,000.00	88,000,000	1.42
日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	22,000	3,583.81	78,843,820	3,920.00	86,240,000	1.39
日本	株式	ダイキン工業	機械	22,000	1,992.68	43,838,960	3,490.00	76,780,000	1.24
日本	株式	デンソー	輸送用機器	22,000	2,576.75	56,688,500	3,420.00	75,240,000	1.21

日本	株式	T D K	電気機器	22,000	2,816.06	61,953,320	3,385.00	74,470,000	1.20
日本	株式	日本たばこ産業	食料品	22,000	2,305.46	50,720,120	2,847.00	62,634,000	1.01
日本	株式	エヌ・ティ・ティ・データ	情報・通信業	220	232,147.57	51,072,465	279,300.00	61,446,000	0.99
日本	株式	住友不動産	不動産業	22,000	1,956.85	43,050,700	2,785.00	61,270,000	0.99
日本	株式	セブン&アイ・ホールディングス	小売業	22,000	2,316.30	50,958,600	2,782.00	61,204,000	0.99
日本	株式	トレンドマイクロ	情報・通信業	22,000	2,073.85	45,624,700	2,671.00	58,762,000	0.95
日本	株式	花王	化学	22,000	2,333.34	51,333,480	2,624.00	57,728,000	0.93
日本	株式	ニコン	精密機器	22,000	2,071.68	45,576,960	2,611.00	57,442,000	0.93
日本	株式	日揮	建設業	22,000	2,431.84	53,500,480	2,589.00	56,958,000	0.92
日本	株式	電通	サービス業	22,000	1,884.71	41,463,620	2,555.00	56,210,000	0.91
日本	株式	アドバンテスト	電気機器	44,000	1,154.97	50,818,680	1,241.00	54,604,000	0.88
日本	株式	小松製作所	機械	22,000	1,498.62	32,969,640	2,435.00	53,570,000	0.86
日本	株式	ブリヂストン	ゴム製品	22,000	1,840.71	40,495,620	2,393.00	52,646,000	0.85

（種類別及び業種別投資比率）

種類	国内/外国	業種	投資比率（％）
株式	国内	電気機器	17.75
		小売業	11.15
		情報・通信業	8.82
		輸送用機器	7.65
		医薬品	7.31
		化学	6.13
		機械	5.10
		食料品	4.55
		建設業	3.14
		不動産業	2.99
		卸売業	2.98
		サービス業	2.65
		精密機器	2.53
		陸運業	2.52
		非鉄金属	1.65
		ガラス・土石製品	1.58
		銀行業	1.46
		ゴム製品	1.10
		保険業	1.09
		その他製品	0.81
		その他金融業	0.69
		証券、商品先物取引業	0.67
		繊維製品	0.56
		倉庫・運輸関連業	0.49
		金属製品	0.45
		鉄鋼	0.38
		石油・石炭製品	0.38
		パルプ・紙	0.35
		電気・ガス業	0.34
		海運業	0.24

	鉱業	0.19
	水産・農林業	0.12
	空運業	0.06
合計		97.86

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

<参考>日本インデックスオープン２２５・マザーファンド

種類	地域	取引所	資産の名称	買建/ 売建	数量	通貨	帳簿価額(円)	評価額(円)	投資比率（％）
株価指数 先物取引	日本	大阪証券取引所	日経平均株価 指数先物	買建	11	日本円	106,861,550	122,210,000	1.97

(3) 【運用実績】

①【純資産の推移】

	純資産総額		基準価額 (1口当たり)	
	円		円	
第2期計算期間末 (平成16年 1月 6日)	15,563,187	(分配付)	0.9886	(分配付)
	15,563,187	(分配落)	0.9886	(分配落)
第3期計算期間末 (平成17年 1月 6日)	146,239,453	(分配付)	1.0510	(分配付)
	146,239,453	(分配落)	1.0510	(分配落)
第4期計算期間末 (平成18年 1月 6日)	327,004,943	(分配付)	1.5170	(分配付)
	327,004,943	(分配落)	1.5170	(分配落)
第5期計算期間末 (平成19年 1月 9日)	697,021,662	(分配付)	1.5999	(分配付)
	697,021,662	(分配落)	1.5999	(分配落)
第6期計算期間末 (平成20年 1月 7日)	737,591,830	(分配付)	1.3537	(分配付)
	737,591,830	(分配落)	1.3537	(分配落)
第7期計算期間末 (平成21年 1月 6日)	589,543,028	(分配付)	0.8577	(分配付)
	589,543,028	(分配落)	0.8577	(分配落)
第8期計算期間末 (平成22年 1月 6日)	856,243,759	(分配付)	1.0241	(分配付)
	856,243,759	(分配落)	1.0241	(分配落)
第9期計算期間末 (平成23年 1月 6日)	946,647,504	(分配付)	1.0169	(分配付)
	946,647,504	(分配落)	1.0169	(分配落)
第10期計算期間末 (平成24年 1月 6日)	871,785,867	(分配付)	0.8212	(分配付)
	871,785,867	(分配落)	0.8212	(分配落)
第11期計算期間末 (平成25年 1月 7日)	1,140,612,735	(分配付)	1.0521	(分配付)
	1,140,612,735	(分配落)	1.0521	(分配落)

平成24年 1月末日	915,649,197	0.8604
2月末日	1,003,434,619	0.9508
3月末日	1,042,559,517	0.9943
4月末日	1,013,370,197	0.9390
5月末日	924,384,417	0.8420
6月末日	979,556,113	0.8883
7月末日	950,664,735	0.8564
8月末日	952,525,722	0.8708
9月末日	970,307,524	0.8806
10月末日	988,581,217	0.8861
11月末日	1,028,705,408	0.9375
12月末日	1,120,931,765	1.0319
平成25年 1月末日	1,178,911,036	1.1041

②【分配の推移】

期間		分配金 (1口当たり)
第2期計算期間	自平成15年 1月 7日至平成16年 1月 6日	0円
第3期計算期間	自平成16年 1月 7日至平成17年 1月 6日	0円
第4期計算期間	自平成17年 1月 7日至平成18年 1月 6日	0円
第5期計算期間	自平成18年 1月 7日至平成19年 1月 9日	0円
第6期計算期間	自平成19年 1月10日至平成20年 1月 7日	0円
第7期計算期間	自平成20年 1月 8日至平成21年 1月 6日	0円
第8期計算期間	自平成21年 1月 7日至平成22年 1月 6日	0円
第9期計算期間	自平成22年 1月 7日至平成23年 1月 6日	0円
第10期計算期間	自平成23年 1月 7日至平成24年 1月 6日	0円
第11期計算期間	自平成24年 1月 7日至平成25年 1月 7日	0円

③【収益率の推移】

期間		収益率 (%)
第2期計算期間	自平成15年 1月 7日至平成16年 1月 6日	24.0
第3期計算期間	自平成16年 1月 7日至平成17年 1月 6日	6.3
第4期計算期間	自平成17年 1月 7日至平成18年 1月 6日	44.3
第5期計算期間	自平成18年 1月 7日至平成19年 1月 9日	5.5
第6期計算期間	自平成19年 1月10日至平成20年 1月 7日	△15.4
第7期計算期間	自平成20年 1月 8日至平成21年 1月 6日	△36.6
第8期計算期間	自平成21年 1月 7日至平成22年 1月 6日	19.4
第9期計算期間	自平成22年 1月 7日至平成23年 1月 6日	△0.7
第10期計算期間	自平成23年 1月 7日至平成24年 1月 6日	△19.2
第11期計算期間	自平成24年 1月 7日至平成25年 1月 7日	28.1

（注）収益率は期間騰落率です。小数点以下第2位を四捨五入しております。

（4）【設定及び解約の実績】

期間	設定数量（口）	解約数量（口）
第2期計算期間	15,417,509	1,090,791
第3期計算期間	150,489,116	27,083,243
第4期計算期間	149,479,960	73,070,251
第5期計算期間	363,611,242	143,497,765
第6期計算期間	308,398,978	199,188,868
第7期計算期間	365,453,054	223,017,010
第8期計算期間	354,962,030	206,226,199
第9期計算期間	309,338,732	214,480,405
第10期計算期間	342,861,768	212,121,746
第11期計算期間	394,812,846	372,345,631

（参考情報）

運用実績

基準価額・純資産の推移（2003年2月3日～2013年1月31日）



※基準価額は信託報酬控除後の価額です。
 ※分配金再投資基準価額は、決算時の分配金を再課税で再投資したものとして計算しております。
 ※設定時から10年以上経過した場合は、最近10年分を記載しています。

2013年1月31日現在

分配金の推移

2013年1月	0円
2012年1月	0円
2011年1月	0円
2010年1月	0円
2009年1月	0円
設定来累計	0円

※上記分配金は1万口当たり、税引前です。

主な資産の状況

資産配分

資産	純資産比率
株式	97.85%
その他資産	2.15%
合計	100.00%

※マザーファンドを通じた実質比率を記載しております。

業種別配分（日本インデックスオープン225・マザーファンド）

業種	純資産比率
電気機器	17.75%
小売業	11.15%
情報・通信業	8.82%
輸送用機器	7.65%
医薬品	7.31%

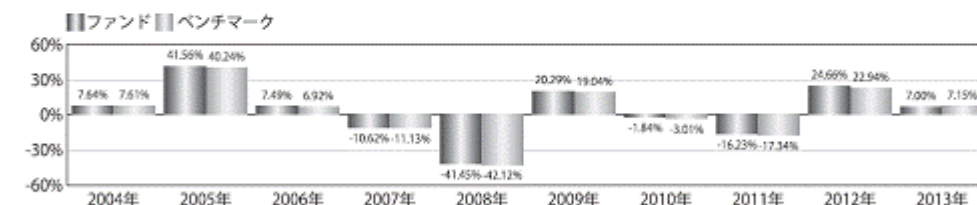
※組入上位5業種です。
 ※比率はマザーファンドの純資産総額に対する比率です。

組入上位銘柄（日本インデックスオープン225・マザーファンド）

銘柄名	業種	純資産比率
ファーストリテイリング	小売業	8.55%
ファナック	電気機器	5.06%
ソフトバンク	情報・通信業	3.47%
京セラ	電気機器	2.94%
本田技研工業	輸送用機器	2.49%
KDDI	情報・通信業	2.42%
信越化学工業	化学	1.99%
キヤノン	電気機器	1.79%
武田薬品工業	医薬品	1.67%
アステラス製薬	医薬品	1.65%

※比率はマザーファンドの純資産総額に対する比率です。
※組入銘柄は、上位10銘柄もしくは全銘柄を記載しています。

年間収益率の推移



※ベンチマークは日経平均株価（225種）です。ベンチマークは参考情報として記載しており、ファンドの運用実績ではありません。
※2013年は1月末までの騰落率を示しています。ベンチマークも同様です。

※年間収益率は、期間中の基準価額増減および分配金累計（税引前）の合計額を前年末の基準価額で除して算出しています。

・過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
・最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

■ 取得申込受付日

取得申込みは、申込期間における販売会社の営業日（ただし、委託会社の休業日を除きます。）に行うことができます。

ただし、取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することや、すでに受付けた取得申込みの受付を取消すことがあります。

■ 取得申込受付時間

原則として、午後3時までとし、販売会社所定の事務手続きが完了した場合に、当日の受付として取り扱います。この時間を過ぎての申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

■ 取得申込手続

- ・ ファンドは、確定拠出年金法（平成13年法律第88号）に基づく確定拠出年金制度のための専用ファンドです。取得申込を行う者は、確定拠出年金法（平成13年法律第88号）第8条第1項に規定される契約を同法第2条第4項で定める厚生年金適用事業所の事業主と締結した者、および同法第2条第5項に定める連合会（同法第61条に基づき連合会が事務を委託した者を含みます。）に限るものとします。
- ・ 取得申込者は、販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことがで

きます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

- ・ 販売会社との間でファンドに係る累積投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定するものを含みます。）に基づく収益分配金の再投資等に係る契約を結んでいただきます。
- ・ 申込単位は、1円以上1円単位です。
- ・ 1口当たりの発行価格は、取得申込日の基準価額とします。

なお、取得申込者が、ファンドに係る累積投資契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）に基づき、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合は、決算日の基準価額とします。

基準価額は毎営業日（委託会社の営業日をいいます。）計算し、販売会社又は委託会社にお問い合わせいただければいつでもお知らせします。

- ・ 申込手数料はありません。
- ・ 取得申込者は、申込金額を販売会社の指定する期日までに販売会社が定める所定の方法により、販売会社に支払うものとします。

お問い合わせ先

岡三アセットマネジメント株式会社 カスタマーサービス部 0120-048-214

ホームページ <http://www.okasan-am.jp>

2【換金（解約）手続等】

■ 換金申込受付日

受益者は、販売会社の営業日（ただし、委託会社の休業日を除きます。）に、販売会社を通じて、換金の請求をすることができます。

■ 換金申込受付時間

原則として、午後3時までとし、販売会社所定の事務手続きが完了した場合に、当日の受付として取り扱います。この時間を過ぎての申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

■ 解約請求制による換金手続

- ・ 受益者は、取得申込みを取り扱った販売会社を通じて委託会社に、1口単位をもって、解約の請求をすることができます。
- ・ 受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ・ 解約価額は、解約請求受付日の基準価額とします。解約価額につきましては、取得申込みを取

り扱った販売会社にお問い合わせ下さい。

- ・ 解約手数料はありません。
- ・ 解約代金は、解約請求受付日から起算して、原則として、4営業日目から販売会社を通じてお支払いします。

■ 解約請求の受付の中止及び取消

- ・ 取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することや、すでに受付けた解約請求の受付を取消することがあります。
- ・ 解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付の中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該解約価額は、当該受付再開後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとして計算された価額とします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

■ 基準価額の計算方法

基準価額は、信託財産に属する資産を法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、基準価額は、便宜上1万口当たりで表示されることがあります。

■ マザーファンドの評価

ファンドが主要投資対象とするマザーファンドは、マザーファンドの基準価額で評価します。

■ わが国の金融商品取引所上場株式の評価

マザーファンドを通じて投資するわが国の金融商品取引所上場株式（日経平均株価（225種）採用銘柄）は、原則として、取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）で評価します。

■ 株価指数先物取引の評価

マザーファンドを通じて投資する株価指数先物取引は、原則として、取引所の発表する清算値段（清算価格）で評価します。

■ 基準価額に関する照会方法等

基準価額は毎営業日（委託会社の営業日をいいます。）計算し、販売会社又は委託会社にお問い合わせいただければいつでもお知らせします。

お問い合わせ先

岡三アセットマネジメント株式会社 カスタマーサービス部 0120-048-214

ホームページ <http://www.okasan-am.jp>

なお、基準価額は、計算日の翌日付の日本経済新聞に1万口当たりで掲載されます。なお、掲載に関する権利は株式会社日本経済新聞社にあり、掲載されない場合もあります。また、基準価額は、掲載後変更される場合がありますので、販売会社又は委託会社で確認して下さい。

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

信託期間は、平成14年1月7日から無期限とします。

ただし、信託契約の解約（繰上償還）の規定により信託を終了させる場合があります。

(4) 【計算期間】

計算期間は、毎年1月7日から翌年1月6日までとします。

ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。

(5) 【その他】**■ 信託契約の解約（繰上償還）**

- a 委託会社は、この信託契約を終了させることが受益者のため有利であると認めるとき、対象インデックスが改廃されたとき、又はやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- b 委託会社は、上記aの事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c 上記bの公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d 上記cの一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約の解約をしません。
- e 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f 上記c～eまでの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が一月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

- g 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- h 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、後述の信託約款の変更dに該当する場合を除き、その委託会社と受託会社との間において存続します。
- i 受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

■ 信託約款の変更

- a 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、又はやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届出ます。
- b 委託会社は、上記aの変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c 上記bの公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d 上記cの一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更をしません。
- e 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて、この信託約款を変更しようとするときは、上記b～eの規定に従います。

■ 反対者の買取請求権

前述の信託契約の解約（繰上償還）又は信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

■ 運用報告書の交付

委託会社は、毎計算期間（原則として、毎年1月7日から翌年1月6日までとします。）終了後及び償還時に、期中の運用経過等を記載した運用報告書を作成し、知られたる受益者に、販売会社を通じて交付します。

■ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.okasan-am.jp>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合

の公告は、日本経済新聞に掲載します。

■ 信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することができます。この場合、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は、再信託契約に基づいて所定の事務を行います。

■ 関係法人との契約の更改等に関する手続等

◆ 販売会社との契約更改

委託会社は、販売会社との間の「投資信託受益権の取扱い等に関する契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）」に基づき、受益権の募集の取扱い等を販売会社に委託しています。

この契約の有効期間は、契約締結日から1年で、期間満了の3ヵ月前までに委託会社又は販売会社から別段の申し出が無いときは自動的に1年間更新され、その後も同様とします。

◆ 変更内容の開示

販売会社との契約又は信託約款を変更した場合において、委託会社が変更内容について速やかに開示する必要があると認めるときは、有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出することにより、変更内容を開示します。

4 【受益者の権利等】

■ ファンドの受益権

受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

■ 収益分配金に対する請求権

a 受益者は、ファンドに係る収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

b 収益分配金は、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、販売会社に交付されます。販売会社は、受益者に対し、計算期間終了日の基準価額をもって、収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。

◆ 再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

■ 償還金に対する請求権

a 受益者は、ファンドに係る償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

b 償還金は、償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して、原則として、5営業日までに販売会社を通じて受益者に支払いを開始します。

c 受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

- ◆ 償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）にお支払いします。

■ 換金に係る権利

受益者は、委託会社に対して、解約請求を行う権利を有します。

■ 書類の閲覧権

受益者は、委託会社に対して、当該受益者に係る信託財産に関する書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- 1.当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2.当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第11期計算期間（平成24年1月7日から平成25年1月7日まで）の財務諸表について、東陽監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】
 日本インデックス２２５ＤＣファンド
 (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第10期 (平成24年1月6日現在)	第11期 (平成25年1月7日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	2,654,646	6,597,381
親投資信託受益証券	871,694,152	1,140,529,397
未収入金	1,051,700	4,123,800
未収利息	6	16
流動資産合計	875,400,504	1,151,250,594
資産合計	875,400,504	1,151,250,594
負債の部		
流動負債		
未払解約金	1,060,322	7,714,669
未払受託者報酬	322,177	368,708
未払委託者報酬	2,209,190	2,528,205
その他未払費用	22,948	26,277
流動負債合計	3,614,637	10,637,859
負債合計	3,614,637	10,637,859
純資産の部		
元本等		
元本	* ₁ 1,061,652,533	* ₁ 1,084,119,748
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△189,866,666	56,492,987
（分配準備積立金）	21,628,498	70,134,430
元本等合計	871,785,867	1,140,612,735
純資産合計	* ₃ 871,785,867	* ₃ 1,140,612,735
負債純資産合計	875,400,504	1,151,250,594

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第10期 自 平成23年 1 月 7 日 至 平成24年 1 月 6 日	第11期 自 平成24年 1 月 7 日 至 平成25年 1 月 7 日
営業収益		
受取利息	1,534	2,175
有価証券売買等損益	△184,389,072	256,744,445
営業収益合計	△184,387,538	256,746,620
営業費用		
受託者報酬	662,122	721,042
委託者報酬	4,540,152	4,944,159
その他費用	47,174	51,382
営業費用合計	5,249,448	5,716,583
営業利益又は営業損失（△）	△189,636,986	251,030,037
経常利益又は経常損失（△）	△189,636,986	251,030,037
当期純利益又は当期純損失（△）	△189,636,986	251,030,037
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△14,960,558	29,110,285
期首剰余金又は期首欠損金（△）	15,734,993	△189,866,666
剰余金増加額又は欠損金減少額	—	61,790,338
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	61,790,338
剰余金減少額又は欠損金増加額	30,925,231	37,350,437
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,814,918	—
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	29,110,313	37,350,437
分配金	— *1	— *1
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△189,866,666	56,492,987

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 別	第11期 自 平成24年 1月 7日 至 平成25年 1月 7日
項 目	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い 当ファンドの計算期間は、当期末が休日のため、平成24年 1月 7日から平成25年 1月 7日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第10期 (平成24年 1月 6日現在)	第11期 (平成25年 1月 7日現在)
*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 1,061,652,533口	*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 1,084,119,748口
2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損 189,866,666円	
*3. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額 0.8212円 (10,000口当たりの純資産額 8,212円)	*3. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額 1.0521円 (10,000口当たりの純資産額 10,521円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第10期 自 平成23年 1月 7日 至 平成24年 1月 6日	第11期 自 平成24年 1月 7日 至 平成25年 1月 7日
*1. 分配金の計算過程	*1. 分配金の計算過程
費用控除後の配当等収益額 A ー円	費用控除後の配当等収益額 A 2,000円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 B ー円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 B 54,794,137円
収益調整金額 C 633,523,448円	収益調整金額 C 653,678,118円
分配準備積立金額 D 21,628,498円	分配準備積立金額 D 15,338,293円
当ファンドの分配対象収益額 E=A+B+C+D 655,151,946円	当ファンドの分配対象収益額 E=A+B+C+D 723,812,548円
当ファンドの期末残存口数 F 1,061,652,533口	当ファンドの期末残存口数 F 1,084,119,748口
10,000口当たり収益分配対象額 G=E/F*10,000 6,171円	10,000口当たり収益分配対象額 G=E/F*10,000 6,676円
10,000口当たり分配金額 H ー円	10,000口当たり分配金額 H ー円
収益分配金金額 I=F*H/10,000 ー円	収益分配金金額 I=F*H/10,000 ー円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

期 別	第10期 自 平成23年 1月 7日 至 平成24年 1月 6日	第11期 自 平成24年 1月 7日 至 平成25年 1月 7日
項 目		

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。	同 左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、主として、国内株式に投資する親投資信託受益証券を売買目的で保有しており、株価変動リスク、信用リスク等を有しております。その他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。	当ファンドは、主として、売買目的の有価証券を保有しております。保有する有価証券の詳細は、「（4）附属明細表」に記載しております。これらは、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等を有しております。その他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、リスク管理部及びコンプライアンス部において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。	同 左

2. 金融商品の時価に関する事項

項 目	期 別	第10期 (平成24年 1月 6日現在)	第11期 (平成25年 1月 7日現在)
1. 貸借対照表額、時価及び差額		貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同 左
2. 時価の算定方法		時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。	同 左

(関連当事者との取引に関する注記)

第10期 自 平成23年 1月 7日 至 平成24年 1月 6日	第11期 自 平成24年 1月 7日 至 平成25年 1月 7日
該当事項はありません。	同 左

(重要な後発事象に関する注記)

第11期 自 平成24年 1月 7日 至 平成25年 1月 7日
該当事項はありません。

（その他の注記）

1. 元本の移動

第10期 (平成24年 1月 6日現在)	第11期 (平成25年 1月 7日現在)
投資信託財産に係る元本の状況	投資信託財産に係る元本の状況
期首元本額 930,912,511円	期首元本額 1,061,652,533円
期中追加設定元本額 342,861,768円	期中追加設定元本額 394,812,846円
期中一部解約元本額 212,121,746円	期中一部解約元本額 372,345,631円

2. 有価証券関係

売買目的有価証券の当計算期間の損益に含まれた評価差額

第10期（自 平成23年1月7日 至 平成24年1月6日）

（単位：円）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	△172,575,902
合 計	△172,575,902

第11期（自 平成24年1月7日 至 平成25年1月7日）

（単位：円）

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	238,316,598
合 計	238,316,598

3. デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

4. 追加情報

第11期 自 平成24年 1月 7日 至 平成25年 1月 7日
「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

（4）【附属明細表】

1. 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	日本インデックスオープン 2 2 5・マザーファンド	997,140,582	1,140,529,397	
	計	銘柄数：1	997,140,582	1,140,529,397	
		組入時価比率：100.0%		100.0%	
	合計			1,140,529,397	

- (注) 1.比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び小計欄の合計金額に対する比率であります。
2.親投資信託受益証券の券面総額欄には、口数を表示しております。

2.デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

該当事項はありません。

<参考>

当ファンドは、「日本インデックスオープン２２５・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としております。貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、当該マザーファンドの受益証券です。

日本インデックスオープン２２５・マザーファンドの経理状況

マザーファンドの経理状況は参考情報であり、監査証明の対象ではありません。

日本インデックスオープン２２５・マザーファンド

[貸借対照表]

(単位:円)

科 目	期 別	注記番 号	平成24年 1月 6日現在	平成25年 1月 7日現在
			金額	金額
資産の部				
流動資産				
コール・ローン			162,044,683	249,820,568
株式			5,415,022,340	5,783,437,880
派生商品評価勘定			57,900	12,939,000
未収入金			—	475,800
未収配当金			8,294,000	8,526,000
未収利息			398	606
前払金			2,965,000	—
差入委託証拠金			3,420,000	6,160,000
流動資産合計			5,591,804,321	6,061,359,854
資産合計			5,591,804,321	6,061,359,854
負債の部				
流動負債				
派生商品評価勘定			3,041,800	—
前受金			—	12,960,000
未払解約金			12,141,200	42,997,200
流動負債合計			15,183,000	55,957,200
負債合計			15,183,000	55,957,200
純資産の部				
元本等				
元本		*1	6,283,317,067	5,250,295,785
剰余金				
剰余金			—	755,106,869
欠損金			706,695,746	—
純資産合計		*3	5,576,621,321	6,005,402,654
負債・純資産合計			5,591,804,321	6,061,359,854

[注記表]

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 別	
項 目	自 平成24年 1月 7日 至 平成25年 1月 7日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は第一種金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価に当たっては、取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間の取扱い 当ファンドの計算期間は、日本インデックス225DCファンドの計算期間に合わせるため、平成24年 1月 7日から平成25年 1月 7日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

平成24年 1月 6日現在	平成25年 1月 7日現在
*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 6,283,317,067口	*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 5,250,295,785口
2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損 706,695,746円	
*3. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額 0.8875円 (10,000口当たりの純資産額 8,875円)	*3. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額 1.1438円 (10,000口当たりの純資産額 11,438円)

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

期 別		
項 目	自 平成23年 1月 7日 至 平成24年 1月 6日	自 平成24年 1月 7日 至 平成25年 1月 7日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。	同 左

2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、主として、国内株式を売買目的で保有しており、株価変動リスク、信用リスク等を有しております。その他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。なお、当ファンドではデリバティブ取引として、日経平均株価（225種）に連動した投資成果と、ファンドの追加設定及び一部解約による投資信託財産の増減への対応を目的とした、株価指数先物取引を利用しております。株価指数先物取引に係る主要なリスクは、株式相場の変動による価格変動リスクです。	当ファンドは、主として、売買目的の有価証券を保有しております。保有する有価証券の詳細は、「附属明細表」に記載しております。これらは、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等を有しております。その他、保有するコール・ローン等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。なお、当ファンドでは、デリバティブ取引として、日経平均株価（225種）に連動した投資成果と、ファンドの追加設定及び一部解約による投資信託財産の増減への対応を目的とした、株価指数先物取引を利用しております。株価指数先物取引に係る主要なリスクは、株式相場の変動による価格変動リスクです。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドの委託会社の運用委員会において、運用に関する内規の制定及び改廃、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項の決定を行うほか、リスク管理部及びコンプライアンス部において、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図について、法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認しております。また、運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行っております。なお、デリバティブ取引の管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内規程を制定しており、デリバティブ取引の執行は、運用担当者が運用部長及び担当役員の承認を得て行っております。	同 左

2. 金融商品の時価に関する事項

項 目	期 別	平成25年 1月 7日現在
1. 貸借対照表額、時価及び差額	平成24年 1月 6日現在	同 左
2. 時価の算定方法	貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同 左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	時価の算定方法は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。この他、コール・ローン等は短期間で決済され、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。	同 左
	デリバティブ取引の時価に関する契約額等については、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同 左

(その他の注記)

1. 元本の移動

(単位：円)

平成24年 1月 6日現在	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	平成23年 1月 7日
期首元本額	6,060,566,581
期首より平成24年 1月 6日までの追加設定元本額	1,575,706,514
期首より平成24年 1月 6日までの一部解約元本額	1,352,956,028
期末元本額	6,283,317,067
平成24年 1月 6日現在の元本の内訳（※）	
日本インデックスオープン２２５	1,600,853,850
日本インデックス２２５ＤＣファンド	982,190,594
日経２２５インデックス・オープン	740,844,876
日本インデックス２２５ＶＡファンド（適格機関投資家専用）	2,959,427,747

(単位：円)

平成25年 1月 7日現在	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	平成24年 1月 7日
期首元本額	6,283,317,067
期首より平成25年 1月 7日までの追加設定元本額	1,074,357,730
期首より平成25年 1月 7日までの一部解約元本額	2,107,379,012
期末元本額	5,250,295,785
平成25年 1月 7日現在の元本の内訳（※）	
日本インデックスオープン２２５	1,364,202,680
日本インデックス２２５ＤＣファンド	997,140,582
日経２２５インデックス・オープン	421,806,125
日本インデックス２２５ＶＡファンド（適格機関投資家専用）	2,467,146,398

※は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託毎の元本額

2. 有価証券関係

売買目的有価証券の当計算期間の損益に含まれた評価差額

自 平成23年1月7日 至 平成24年1月6日

(単位：円)

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株 式	△99,293,757
合 計	△99,293,757

自 平成24年1月7日 至 平成25年1月7日

(単位：円)

種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株 式	1,050,902,013
合 計	1,050,902,013

3. デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

平成24年1月6日現在

（単位：円）

区分	種 類	契約額等	うち1年超	時 価	評価損益
市場取引	株価指数先物取引 買建				
	日経平均株価指数先物	153,985,000	—	151,020,000	△2,983,900
合計		153,985,000	—	151,020,000	△2,983,900

平成25年1月7日現在

（単位：円）

区分	種 類	契約額等	うち1年超	時 価	評価損益
市場取引	株価指数先物取引 買建				
	日経平均株価指数先物	199,440,000	—	212,400,000	12,939,000
合計		199,440,000	—	212,400,000	12,939,000

(注)時価の算定方法

・先物取引

国内先物取引について

先物取引の残高表示は、契約額によっております。

先物取引の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。

4.追加情報

自 平成24年 1月 7日 至 平成25年 1月 7日	
「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。	

[附属明細表]

1.有価証券明細表

①株式

種類	通貨	銘柄	株数	評価額 単価	評価額 金額	備考
株式	日本円	日本水産	22,000	180.00	3,960,000	
		マルハニチロホールディングス	22,000	150.00	3,300,000	
		国際石油開発帝石	22	456,500.00	10,043,000	
		コムシスホールディングス	22,000	1,088.00	23,936,000	
		大成建設	22,000	296.00	6,512,000	
		大林組	22,000	491.00	10,802,000	
		清水建設	22,000	329.00	7,238,000	
		鹿島建設	22,000	290.00	6,380,000	
		大和ハウス工業	22,000	1,531.00	33,682,000	
		積水ハウス	22,000	980.00	21,560,000	
		日揮	22,000	2,662.00	58,564,000	
		千代田化工建設	22,000	1,198.00	26,356,000	
		日清製粉グループ本社	22,000	1,087.00	23,914,000	
		明治ホールディングス	2,200	3,835.00	8,437,000	
		日本ハム	22,000	1,211.00	26,642,000	

		サッポロホールディングス	22,000	282.00	6,204,000	
		アサヒグループホールディングス	22,000	1,866.00	41,052,000	
		麒麟ホールディングス	22,000	1,031.00	22,682,000	
		宝ホールディングス	22,000	702.00	15,444,000	
		キッコーマン	22,000	1,278.00	28,116,000	
		味の素	22,000	1,162.00	25,564,000	
		ニチレイ	22,000	462.00	10,164,000	
		日本たばこ産業	22,000	2,593.00	57,046,000	
		東洋紡	22,000	124.00	2,728,000	
		日清紡ホールディングス	22,000	726.00	15,972,000	
		帝人	22,000	223.00	4,906,000	
		東レ	22,000	546.00	12,012,000	
		王子ホールディングス	22,000	295.00	6,490,000	
		三菱製紙	22,000	89.00	1,958,000	
		北越紀州製紙	22,000	505.00	11,110,000	
		日本製紙グループ本社	2,200	1,216.00	2,675,200	
		クラレ	22,000	1,151.00	25,322,000	
		旭化成	22,000	514.00	11,308,000	
		昭和電工	22,000	133.00	2,926,000	
		住友化学	22,000	268.00	5,896,000	
		日産化学工業	22,000	1,045.00	22,990,000	
		日本曹達	22,000	390.00	8,580,000	
		東ソー	22,000	208.00	4,576,000	
		トクヤマ	22,000	198.00	4,356,000	
		電気化学工業	22,000	300.00	6,600,000	
		信越化学工業	22,000	5,270.00	115,940,000	
		三井化学	22,000	221.00	4,862,000	
		三菱ケミカルホールディングス	11,000	435.00	4,785,000	
		宇部興産	22,000	204.00	4,488,000	
		日本化薬	22,000	954.00	20,988,000	
		花王	22,000	2,323.00	51,106,000	
		富士フイルムホールディングス	22,000	1,756.00	38,632,000	
		資生堂	22,000	1,243.00	27,346,000	
		協和発酵麒麟	22,000	868.00	19,096,000	
		武田薬品工業	22,000	3,990.00	87,780,000	
		アステラス製薬	22,000	4,050.00	89,100,000	
		大日本住友製薬	22,000	1,050.00	23,100,000	
		塩野義製薬	22,000	1,494.00	32,868,000	
		中外製薬	22,000	1,673.00	36,806,000	
		エーザイ	22,000	3,640.00	80,080,000	
		第一三共	22,000	1,369.00	30,118,000	
		昭和シェル石油	22,000	491.00	10,802,000	
		JXホールディングス	22,000	493.00	10,846,000	
		横浜ゴム	22,000	627.00	13,794,000	
		ブリヂストン	22,000	2,331.00	51,282,000	
		日東紡績	22,000	344.00	7,568,000	
		旭硝子	22,000	618.00	13,596,000	
		日本板硝子	22,000	106.00	2,332,000	
		日本電気硝子	33,000	487.00	16,071,000	

		住友大阪セメント	22,000	314.00	6,908,000	
		太平洋セメント	22,000	243.00	5,346,000	
		東海カーボン	22,000	366.00	8,052,000	
		TOTO	22,000	671.00	14,762,000	
		日本碍子	22,000	1,061.00	23,342,000	
		新日鐵住金	22,000	216.00	4,752,000	
		神戸製鋼所	22,000	109.00	2,398,000	
		ジェイ エフ イー ホールディングス	2,200	1,634.00	3,594,800	
		日新製鋼ホールディングス	2,200	738.00	1,623,600	
		大太平洋金属	22,000	401.00	8,822,000	
		日本軽金属ホールディングス	22,000	103.00	2,266,000	
		三井金属鉱業	22,000	217.00	4,774,000	
		東邦亜鉛	22,000	385.00	8,470,000	
		三菱マテリアル	22,000	304.00	6,688,000	
		住友金属鉱山	22,000	1,237.00	27,214,000	
		DOWAホールディングス	22,000	561.00	12,342,000	
		古河機械金属	22,000	94.00	2,068,000	
		古河電気工業	22,000	195.00	4,290,000	
		住友電気工業	22,000	1,027.00	22,594,000	
		フジクラ	22,000	280.00	6,160,000	
		SUMCO	2,200	850.00	1,870,000	
		東洋製罐	22,000	1,175.00	25,850,000	
		日本製鋼所	22,000	557.00	12,254,000	
		オークマ	22,000	602.00	13,244,000	
		アマダ	22,000	566.00	12,452,000	
		小松製作所	22,000	2,322.00	51,084,000	
		住友重機械工業	22,000	404.00	8,888,000	
		日立建機	22,000	1,857.00	40,854,000	
		クボタ	22,000	1,021.00	22,462,000	
		荏原製作所	22,000	365.00	8,030,000	
		ダイキン工業	22,000	2,945.00	64,790,000	
		日本精工	22,000	628.00	13,816,000	
		NTN	22,000	238.00	5,236,000	
		ジェイテクト	22,000	846.00	18,612,000	
		日立造船	22,000	124.00	2,728,000	
		三菱重工業	22,000	421.00	9,262,000	
		IHI	22,000	231.00	5,082,000	
		コニカミノルタホールディングス	22,000	626.00	13,772,000	
		ミネベア	22,000	307.00	6,754,000	
		日立製作所	22,000	526.00	11,572,000	
		東芝	22,000	343.00	7,546,000	
		三菱電機	22,000	750.00	16,500,000	
		富士電機	22,000	215.00	4,730,000	
		安川電機	22,000	825.00	18,150,000	
		明電舎	22,000	295.00	6,490,000	
		ジーエス・ユアサ コーポレーション	22,000	349.00	7,678,000	
		日本電気	22,000	195.00	4,290,000	
		富士通	22,000	351.00	7,722,000	
		沖電気工業	22,000	110.00	2,420,000	

		パナソニック	22,000	535.00	11,770,000	
		シャープ	22,000	282.00	6,204,000	
		ソニー	22,000	957.00	21,054,000	
		T D K	22,000	3,260.00	71,720,000	
		ミツミ電機	22,000	509.00	11,198,000	
		アルプス電気	22,000	514.00	11,308,000	
		パイオニア	22,000	226.00	4,972,000	
		横河電機	22,000	934.00	20,548,000	
		アドバンテスト	44,000	1,350.00	59,400,000	
		カシオ計算機	22,000	771.00	16,962,000	
		ファナック	22,000	15,910.00	350,020,000	
		京セラ	22,000	7,920.00	174,240,000	
		太陽誘電	22,000	742.00	16,324,000	
		大日本スクリーン製造	22,000	505.00	11,110,000	
		キヤノン	33,000	3,330.00	109,890,000	
		リコー	22,000	917.00	20,174,000	
		東京エレクトロン	22,000	3,995.00	87,890,000	
		デンソー	22,000	3,075.00	67,650,000	
		三井造船	22,000	133.00	2,926,000	
		川崎重工業	22,000	240.00	5,280,000	
		日産自動車	22,000	851.00	18,722,000	
		いすゞ自動車	22,000	526.00	11,572,000	
		トヨタ自動車	22,000	4,185.00	92,070,000	
		日野自動車	22,000	809.00	17,798,000	
		マツダ	22,000	180.00	3,960,000	
		本田技研工業	44,000	3,230.00	142,120,000	
		スズキ	22,000	2,355.00	51,810,000	
		富士重工業	22,000	1,130.00	24,860,000	
		テルモ	22,000	3,435.00	75,570,000	
		ニコン	22,000	2,611.00	57,442,000	
		シチズンホールディングス	22,000	457.00	10,054,000	
		凸版印刷	22,000	537.00	11,814,000	
		大日本印刷	22,000	680.00	14,960,000	
		ヤマハ	22,000	914.00	20,108,000	
		中部電力	2,200	1,190.00	2,618,000	
		関西電力	2,200	922.00	2,028,400	
		東京瓦斯	22,000	410.00	9,020,000	
		大阪瓦斯	22,000	318.00	6,996,000	
		東武鉄道	22,000	475.00	10,450,000	
		東京急行電鉄	22,000	484.00	10,648,000	
		小田急電鉄	22,000	912.00	20,064,000	
		京王電鉄	22,000	646.00	14,212,000	
		京成電鉄	22,000	738.00	16,236,000	
		東日本旅客鉄道	2,200	5,650.00	12,430,000	
		西日本旅客鉄道	2,200	3,440.00	7,568,000	
		東海旅客鉄道	2,200	7,130.00	15,686,000	
		日本通運	22,000	362.00	7,964,000	
		ヤマトホールディングス	22,000	1,354.00	29,788,000	
		日本郵船	22,000	204.00	4,488,000	

	商船三井	22,000	263.00	5,786,000	
	川崎汽船	22,000	141.00	3,102,000	
	全日本空輸	22,000	183.00	4,026,000	
	三菱倉庫	22,000	1,272.00	27,984,000	
	ヤフー	88	28,760.00	2,530,880	
	トレンドマイクロ	22,000	2,606.00	57,332,000	
	スカパーJ S A Tホールディングス	22	37,450.00	823,900	
	日本電信電話	2,200	3,710.00	8,162,000	
	K D D I	22,000	6,170.00	135,740,000	
	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	22	126,800.00	2,789,600	
	東宝	2,200	1,512.00	3,326,400	
	エヌ・ティ・ティ・データ	220	266,100.00	58,542,000	
	コナミ	22,000	1,898.00	41,756,000	
	ソフトバンク	66,000	3,065.00	202,290,000	
	双日	2,200	133.00	292,600	
	伊藤忠商事	22,000	940.00	20,680,000	
	丸紅	22,000	629.00	13,838,000	
	豊田通商	22,000	2,161.00	47,542,000	
	三井物産	22,000	1,338.00	29,436,000	
	住友商事	22,000	1,140.00	25,080,000	
	三菱商事	22,000	1,691.00	37,202,000	
	J. フロント リテイリング	22,000	493.00	10,846,000	
	三越伊勢丹ホールディングス	22,000	856.00	18,832,000	
	セブン&アイ・ホールディングス	22,000	2,617.00	57,574,000	
	高島屋	22,000	609.00	13,398,000	
	丸井グループ	22,000	702.00	15,444,000	
	イオン	22,000	992.00	21,824,000	
	ユニー	22,000	632.00	13,904,000	
	ファーストリテイリング	22,000	22,810.00	501,820,000	
	新生銀行	22,000	175.00	3,850,000	
	あおぞら銀行	22,000	250.00	5,500,000	
	三菱UFJフィナンシャル・グループ	22,000	476.00	10,472,000	
	りそなホールディングス	2,200	396.00	871,200	
	三井住友トラスト・ホールディングス	22,000	306.00	6,732,000	
	三井住友フィナンシャルグループ	2,200	3,190.00	7,018,000	
	千葉銀行	22,000	518.00	11,396,000	
	横浜銀行	22,000	416.00	9,152,000	
	ふくおかフィナンシャルグループ	22,000	345.00	7,590,000	
	静岡銀行	22,000	847.00	18,634,000	
	みずほフィナンシャルグループ	22,000	162.00	3,564,000	
	大和証券グループ本社	22,000	479.00	10,538,000	
	野村ホールディングス	22,000	498.00	10,956,000	
	松井証券	22,000	809.00	17,798,000	
	NK S Jホールディングス	5,500	1,895.00	10,422,500	
	MS & A Dインシュアランスグループ ホールディングス	6,600	1,769.00	11,675,400	
	ソニーフィナンシャルホールディングス	4,400	1,580.00	6,952,000	
	第一生命保険	22	125,600.00	2,763,200	
	東京海上ホールディングス	11,000	2,471.00	27,181,000	

		T & Dホールディングス	4,400	1,094.00	4,813,600	
		クレディセゾン	22,000	2,097.00	46,134,000	
		三井不動産	22,000	2,119.00	46,618,000	
		三菱地所	22,000	2,100.00	46,200,000	
		平和不動産	4,400	1,214.00	5,341,600	
		東京建物	22,000	437.00	9,614,000	
		東急不動産	22,000	655.00	14,410,000	
		住友不動産	22,000	2,944.00	64,768,000	
		電通	22,000	2,338.00	51,436,000	
		東京ドーム	22,000	332.00	7,304,000	
		セコム	22,000	4,370.00	96,140,000	
	計	銘柄数：221			5,783,437,880	
		組入時価比率：96.3%			100.0%	
	合 計				5,783,437,880	

(注)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

②株式以外の有価証券

該当事項はありません。

2.デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

「（その他の注記）3.デリバティブ取引関係」に表示しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（平成25年1月31日現在）

I 資産総額	1,185,334,081 円
II 負債総額	6,423,045 円
III 純資産総額（I－II）	1,178,911,036 円
IV 発行済数量	1,067,747,439 口
V 1単位当たり純資産額（III/IV）	1.1041 円

＜参考＞日本インデックスオープン225・マザーファンド

I 資産総額	6,208,052,761 円
II 負債総額	14,255,200 円
III 純資産総額（I－II）	6,193,797,561 円
IV 発行済数量	5,158,014,617 口
V 1単位当たり純資産額（III/IV）	1.2008 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

■ 名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料

該当事項はありません。

■ 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

■ 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

該当事項はありません。

■ 受益権について

ファンドの受益権は、振替制度における振替受益権であるため、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

○受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 前項の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

○受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

○受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

○質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（平成25年1月末日現在）

(1) 資本金の額	10億円
会社が発行する株式の総数	2,600,000株
発行済株式の総数	825,000株
最近5年間ににおける主な資本金の額の増減	なし

(2) 委託会社の機構

〈委託会社の意思決定機構〉

委託会社は、12名以内で構成される取締役会により運営されます。

取締役は、委託会社の株主であることを要しません。

取締役は、株主総会において株主によって選任され、その任期は選任後2年以内に終了する事業年度の内最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとします。

取締役会は、社長1名を選定するほか、会長、副社長、専務取締役、および常務取締役を若干名選任することができます。また、取締役会は取締役の中から代表取締役を若干名選定することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として、社長が招集します。取締役会の議長は、原則として、社長がこれにあたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席したうえで、出席した取締役の過半数をもって決します。

〈運用の意思決定機構〉

運用委員会は、月1回、運用本部で開催する「ストラテジー会議」で策定された投資環境分析と運用の基本方針案に基づいて検討を行い、運用の基本方針を決定します。

また、運用に関する内規の制定及び改廃のほか、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項を決定します。

運用戦略会議は、月1回、ファンドマネージャーより運用委員会で決定された運用の基本方針に基づいた個別ファンドの具体的な投資戦略が報告され、その内容について検討を行います。

ファンドマネージャーは、運用戦略会議で検討された投資戦略に基づき、ファンド毎に具体的な運用計画を策定し、運用計画書・運用実施計画書に基づいて、運用の指図を行います。

投資調査部は、国内外のマクロ経済・セミマクロ経済の調査・分析、市場環境の分析、企業の調査・分析等を行い、ファンドマネージャーに情報提供を行うことで、運用をサポートします。

運用分析会議は、月1回、運用のパフォーマンス向上、運用の適正性の確保、及び運用のリスク管理に資することを目的に、個別ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、運用本部にフィードバックを行います。

売買分析会議は、月1回、運用財産に係る運用の適切性確保に資することを目的にファンドの有価証券売買状況や組入れ状況など、日々、リスク管理部、トレーディング部が行っている運用の指図に関するチェック状況の報告・指摘を行います。議長は会議の結果を取締役会へ報告します。

2【事業の内容及び営業の概況】

当社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用（投資運用業）及びその受益権の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資一任契約にかかる投資運用業、投資助言・代理業を行っています。

平成25年1月末日現在、当社は、244本の証券投資信託（単位型株式投資信託39本、追加型株式投資信託145本、追加型公社債投資信託16本、親投資信託44本）の運用を行っており、純資産総額は11,938億円（親投資信託を除く。）です。

3【委託会社等の経理状況】

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）の財務諸表について、東陽監査法人の監査を受けております。

- (3) 当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）、ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づいて「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

なお、中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

- (4) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間（自平成24年4月1日至平成24年9月30日）の中間財務諸表について、東陽監査法人の中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

期 別 科 目	前事業年度 (平成23年3月31日)		当事業年度 (平成24年3月31日)	
	金 額		金 額	
(資 産 の 部)	千円	千円	千円	千円
流動資産				
現金預金		5,493,082		5,829,748
有価証券		3,298,316		3,298,206
未収委託者報酬		765,032		582,010
未収運用受託報酬		22,815		26,297
未収投資助言報酬		5,609		5,637
前払費用		32,820		34,096
未収収益		610		264
繰延税金資産		94,045		63,345
その他の流動資産		24,042		865
流動資産合計		9,736,376		9,840,470
固定資産				

有形固定資産	*1		105,282		175,209
建物		44,676		36,865	
器具備品		60,606		138,344	
無形固定資産			10,238		2,681
ソフトウェア		8,116		559	
電話加入権		2,122		2,122	
投資その他の資産			1,981,532		2,069,959
投資有価証券		1,294,320		1,302,277	
親会社株式		583,968		644,952	
長期差入保証金		160,988		150,350	
その他		29,225		29,225	
繰延税金資産		17,540		50,664	
貸倒引当金		△ 14,510		△ 17,510	
投資損失引当金		△ 90,000		△ 90,000	
固定資産合計			2,097,053		2,247,851
資産合計			11,833,429		12,088,322

期 別 科 目	前事業年度 (平成23年3月31日)		当事業年度 (平成24年3月31日)	
	金 額		金 額	
(負 債 の 部)	千円	千円	千円	千円
流動負債				
預り金		4,270		9,102
前受投資助言報酬		2,430		2,423
未払金		374,934		373,562
未払収益分配金	208		69	
未払償還金	3,836		3,795	
未払手数料	366,716		283,314	
その他未払金	4,173		86,383	
未払費用		246,155		244,251
未払法人税等		148,219		120,129
未払消費税等		40,942		24,817
賞与引当金		115,080		119,240
流動負債合計		932,033		893,527
固定負債				
退職給付引当金		87,438		103,572
役員退職慰労引当金		32,870		27,160
資産除去債務		10,933		31,632
固定負債合計		131,242		162,365
負債合計		1,063,275		1,055,892
(純 資 産 の 部)				
株主資本				
資本金		1,000,000		1,000,000
資本剰余金		566,500		566,500
資本準備金	566,500		566,500	
利益剰余金		9,173,083		9,387,988
利益準備金	179,830		179,830	

その他利益剰余金				
別途積立金	5,718,662		5,718,662	
繰越利益剰余金	3,274,591		3,489,496	
株主資本合計		10,739,583		10,954,488
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金		30,570		77,941
評価・換算差額等合計		30,570		77,941
純資産合計		10,770,153		11,032,429
負債純資産合計		11,833,429		12,088,322

(2) 【損益計算書】

科 目	期 別	前事業年度 (自 平成 22年 4月 1 日 至 平成 23年 3月 31 日)		当事業年度 (自 平成 23年 4月 1 日 至 平成 24年 3月 31 日)	
		金 額		金 額	
		千円	千円	千円	千円
営業収益					
委託者報酬			9,290,792		9,376,702
運用受託報酬			62,807		64,461
営業収益計			9,353,600		9,441,163
営業費用					
支払手数料			5,061,926		5,120,825
広告宣伝費			190,668		197,828
公告費			7,416		1,861
受益権管理費			10,413		11,275
調査費			1,060,076		1,284,694
調査費	162,035			217,345	
委託調査費	898,040			1,067,349	
委託計算費			186,907		218,981
営業雑経費			261,180		224,765
通信費	47,867			46,975	
印刷費	202,785			166,251	
協会費	7,653			8,409	
諸会費	2,873			3,129	
営業費用計			6,778,588		7,060,232
一般管理費					
給料			1,058,378		1,106,058
役員報酬	117,951			124,707	
給料・手当	840,999			895,319	
賞与	99,428			86,032	
交際費			16,286		18,762
寄付金			40,819		39,015
旅費交通費			58,585		53,988
租税公課			19,373		18,505

不動産賃借料		214,427		200,615
賞与引当金繰入		115,080		119,240
退職給付費用		18,227		23,022
役員退職慰労引当金繰入		4,720		4,790
固定資産減価償却費		40,490		44,407
諸経費		333,694		340,584
一般管理費計		1,920,083		1,968,991
営業利益		654,927		411,940

期 別 科 目	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月 31日)		当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月 31日)	
	金 額		金 額	
営業外収益	千円	千円	千円	千円
受取配当金 *1		24,837		19,049
有価証券利息		9,996		4,056
受取利息		1,538		1,442
約款時効収入		1,762		131
雑益		3,593		45,964
営業外収益計		41,728		70,644
営業外費用				
時効後返還金		36		1,550
信託財産負担金		718		327
固定資産除却損 *2		460		138
雑損		34		47
営業外費用計		1,249		2,063
経常利益		695,406		480,521
特別利益				
投資有価証券売却益		2,416		30,950
特別利益計		2,416		30,950
特別損失				
投資有価証券売却損		1,756		32,200
資産除去債務		2,135		—
投資有価証券評価損		8,385		—
ゴルフ会員権評価損		6,103		—
投資損失引当金繰入		90,000		—
貸倒引当金繰入		—		3,000
特別損失計		108,380		35,200
税引前当期純利益		589,441		476,271
法人税、住民税及び事業税	309,731		252,318	
法人税等調整額	△59,792	249,939	△23,951	228,366
当期純利益		339,501		247,904

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	1,000,000	1,000,000
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	566,500	566,500
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	566,500	566,500
資本剰余金合計		
当期首残高	566,500	566,500
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	566,500	566,500
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	179,830	179,830
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	179,830	179,830
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高	5,718,662	5,718,662
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	5,718,662	5,718,662
繰越利益剰余金		
当期首残高	2,968,089	3,274,591
当期変動額		
剰余金の配当	△33,000	△33,000
当期純利益	339,501	247,904
当期変動額合計	306,501	214,904
当期末残高	3,274,591	3,489,496
利益剰余金合計		
当期首残高	8,866,581	9,173,083
当期変動額		
剰余金の配当	△33,000	△33,000
当期純利益	339,501	247,904
当期変動額合計	306,501	214,904

当期末残高	9,173,083	9,387,988
株主資本合計		
当期首残高	10,433,081	10,739,583
当期変動額		
剰余金の配当	△33,000	△33,000
当期純利益	339,501	247,904
当期変動額合計	306,501	214,904
当期末残高	10,739,583	10,954,488
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	183,071	30,570
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△152,501	47,370
当期変動額合計	△152,501	47,370
当期末残高	30,570	77,941
評価・換算差額等合計		
当期首残高	183,071	30,570
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△152,501	47,370
当期変動額合計	△152,501	47,370
当期末残高	30,570	77,941
純資産合計		
当期首残高	10,616,153	10,770,153
当期変動額		
剰余金の配当	△33,000	△33,000
当期純利益	339,501	247,904
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△152,501	47,370
当期変動額合計	154,000	262,275
当期末残高	10,770,153	11,032,429

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定） 時価のないもの 総平均法による原価法				
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりです。 <table> <tr> <td>建物</td><td>15 年</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>4～15 年</td></tr> </table> (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づく定額法により償却しております。	建物	15 年	器具備品	4～15 年
建物	15 年				
器具備品	4～15 年				

3. 引当金の計上基準 4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 投資損失引当金 投資先会社への投資に係る損失に備えるため投資先の財政状態等を勘案して、投資有価証券について必要額を計上しております。 (3) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。 (4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見積額に基づき、計上しております。 なお、退職給付債務の見積額は、簡便法(退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により計算しております。 (5) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、当社内規に基づく期末要支給見積額を計上しております。 消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。
--	---

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

当事業期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成23年 3月31日)	当事業年度 (平成24年 3月31日)								
*1. 有形固定資産の減価償却累計額 <table> <tr> <td>建物</td><td>35,776 千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>108,802 千円</td></tr> </table>	建物	35,776 千円	器具備品	108,802 千円	*1. 有形固定資産の減価償却累計額 <table> <tr> <td>建物</td><td>43,586 千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>133,977 千円</td></tr> </table>	建物	43,586 千円	器具備品	133,977 千円
建物	35,776 千円								
器具備品	108,802 千円								
建物	43,586 千円								
器具備品	133,977 千円								

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成 22年 4月 1 日 至 平成 23年 3月 31 日)	当事業年度 (自 平成 23年 4月 1 日 至 平成 24年 3月 31 日)
*1. 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 21,965 千円 *2. 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 器具備品 460 千円	*1. 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 16,310 千円 *2. 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。 器具備品 138 千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	825,000	—	—	825,000

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

平成22年6月25日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	33,000千円
1株当たり配当額	40円
基準日	平成22年3月31日
効力発生日	平成22年6月26日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成23年6月27日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	33,000千円
1株当たり配当額	40円
基準日	平成23年3月31日
効力発生日	平成23年6月28日
配当の原資	利益剰余金

当事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
-------	---------	----	----	--------

普通株式（株）	825,000	—	—	825,000
---------	---------	---	---	---------

（２）配当に関する事項

① 配当金支払額

平成23年6月27日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	33,000千円
1株当たり配当額	40円
基準日	平成23年3月31日
効力発生日	平成23年6月28日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成24年6月25日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	33,000千円
1株当たり配当額	40円
基準日	平成24年3月31日
効力発生日	平成24年6月26日
配当の原資	利益剰余金

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、金融商品取引法に定める投資運用業、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業を営んでおります。これらの事業を当社では、自己資金で行っております。

一方、資金運用については、短期的な預金及び債券、投資有価証券での運用を行っております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する主な金融資産は現金預金、有価証券、未収委託者報酬、投資有価証券及び親会社株式であります。

預金は預入先金融機関の信用リスクに晒されております。また有価証券、投資有価証券及び親会社株式は発行体の信用リスクやマーケットリスク等に晒されております。また、未収委託者報酬は投資信託財産中から当社（委託者）が得られる報酬であり、未収であるものであります。

金融負債の主なものは、未払金（未払手数料）、未払法人税等であります。未払金（未払手数料）は委託者報酬中から当社が販売会社に支払うべき手数料であり、未払いのものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は経営の健全化及び経営資源の効率化を目的として、リスク管理体制の強化を図り、適切なリスク・コントロールに努めております。金融資産に関わる信用リスク、マーケットリスク等を管理するため、社内規程等に従い、ポジション枠や与信枠等の適切な管理に努めております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）参照）。

前事業年度（平成23年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)現金預金	5,493,082	5,493,082	—
(2)有価証券	3,298,316	3,298,316	—
(3)未収委託者報酬	765,032	765,032	—
(4)投資有価証券	592,359	592,359	—
(5)親会社株式	583,968	583,968	—
(6)未払金（未払手数料）	366,716	366,716	—
(7)未払法人税等	148,219	148,219	—

当事業年度（平成24年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)現金預金	5,829,748	5,829,748	—
(2)有価証券	3,298,206	3,298,206	—
(3)未収委託者報酬	582,010	582,010	—
(4)投資有価証券	600,316	600,316	—
(5)親会社株式	644,952	644,952	—
(6)未払金（未払手数料）	283,314	283,314	—
(7)未払法人税等	120,129	120,129	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金預金、(3) 未収委託者報酬、(6)未払金（未払手数料）、(7)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券、(4) 投資有価証券、(5) 親会社株式

これらの時価について、上場株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は日本証券業協会が公表する価格等、投資信託は公表されている基準価額等によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

（単位：千円）

区分	平成23年3月31日	平成24年3月31日
非上場株式	701,961	701,961

上記については、市場価額がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「（４）投資有価証券」には含めておりません。

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成23年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金預金	5,493,082	—	—	—
未収委託者報酬	765,032	—	—	—
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの その他	3,298,316	399,387	3,172	—
合計	9,556,432	399,387	3,172	—

当事業年度（平成24年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金預金	5,829,748	—	—	—
未収委託者報酬	582,010	—	—	—
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの その他	3,298,206	397,716	2,960	—
合計	9,709,964	397,716	2,960	—

（有価証券関係）

1. その他有価証券

前事業年度（平成23年3月31日）

		(単位：千円)		
	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	(1) 株式	658,896	605,961	52,934
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	1,798,914	1,798,804	109
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3) その他	312,454	305,229	7,224
	小計	2,770,265	2,709,995	60,269
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	(1) 株式	12,350	12,350	0
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	1,499,402	1,499,484	△82
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3) その他	192,627	201,000	△8,372
	小計	1,704,379	1,712,834	△8,455

合計

4,474,644

4,422,830

51,813

（注）非上場株式（貸借対照表計上額 701,961千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度（平成24年3月31日）

（単位：千円）

	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	（１）株式	733,260	605,961	127,298
	（２）債券			
	①国債・地方債等	2,718,551	2,718,501	49
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	（３）その他	212,768	204,226	8,542
	小計	3,664,579	3,528,689	135,890
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	（１）株式	9,035	12,350	△3,315
	（２）債券			
	①国債・地方債等	579,654	579,678	△23
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	（３）その他	290,205	302,044	△11,839
	小計	878,895	894,073	△15,177
	合計	4,543,474	4,422,762	120,712

（注）非上場株式（貸借対照表計上額 701,961千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の 合計額	売却損の 合計額
（１）株式	—	—	—
（２）債券			
①国債・地方債等	—	—	—
②社債	—	—	—
③その他	—	—	—
（３）その他	104,550	2,416	1,756
合計	104,550	2,416	1,756

当事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

(単位：千円)

種類	売却額	売却益の 合計額	売却損の 合計額
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券			
①国債・地方債等	—	—	—
②社債	—	—	—
③その他	—	—	—
(3) その他	198,750	30,950	32,200
合計	198,750	30,950	32,200

(デリバティブ取引関係)

当社は、デリバティブ取引を利用していないため該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、岡三証券株式会社を運営管理機関とする証券総合型確定拠出年金制度に加入しております。

2. 退職給付債務に関する事項

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
退職給付引当金（千円）	87,438	103,572

3. 退職給付費用に関する事項

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
勤務費用（千円）	12,195	16,397
確定拠出年金への掛金拠出額（千円）	6,031	6,660
退職給付費用（千円）	18,227	23,057

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産		繰延税金資産	
賞与引当金	47,182 千円	賞与引当金	45,311 千円
退職給付引当金	35,849 千円	退職給付引当金	36,768 千円
役員退職慰労引当金	13,476 千円	役員退職慰労引当金	9,641 千円
ゴルフ会員権評価損	3,732 千円	ゴルフ会員権評価損	3,231 千円
貸倒引当金	5,949 千円	貸倒引当金	6,216 千円
その他有価証券評価差額金	3,466 千円	その他有価証券評価差額金	5,674 千円
投資有価証券評価損	3,467 千円	投資有価証券評価損	3,002 千円
未払広告宣伝費	11,910 千円	未払広告宣伝費	29,217 千円
投資損失引当金	36,900 千円	投資損失引当金	31,950 千円
資産除去債務	4,482 千円	資産除去債務	11,229 千円
その他	35,483 千円	その他	18,184 千円
繰延税金資産の合計	201,900 千円	繰延税金資産の合計	200,427 千円
繰延税金負債		繰延税金負債	
負ののれん償却額	62,381 千円	負ののれん償却額	28,908 千円
その他有価証券評価差額金	24,710 千円	その他有価証券評価差額金	48,445 千円
その他	3,222 千円	その他	9,063 千円
繰延税金負債の合計	90,315 千円	繰延税金負債の合計	86,417 千円
繰延税金資産の純額	111,585千円	繰延税金資産の純額	114,009千円
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異は法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しています。		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
		法定実効税率	41.0%
		（調整）	
		交際費等永久に損金に算入されない項目	8.1%
		受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.0%
		住民税均等割等	0.5%
		税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	4.1%
		還付法人税等	△2.7%
		その他	△1.1%
		税効果会計適用後の法人税等の負担率	47.9%
		3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の修正	
		「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率等が変更されることとなりました。これに伴い、平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度の期間において解消が見込まれる一時差異については、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率を41%から38%に変更し、平成27年4月1日に開始する事業年度以降において解消が見込まれる一時差異については、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率を41%から35.5%に変更しております。	
		この変更により、当事業年度末の繰延税金資産の純額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は12,842千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額は19,476千円、その他有価証券評価差額金は6,633千円、それぞれ増加しております。	

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1.当該資産除去債務の概要

本店の建物の不動産賃貸契約に伴う原状回復義務等であります。

2.当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年～31年と見積り、割引率は1.404%～2.290%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3.当該資産除去債務の総額の増減

当事業年度における資産除去債務の残高の推移は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)
期首残高(千円)(注)	10,689	10,933
有形固定資産の取得に伴う増加額(千円)	—	20,282
時の経過による調整額(千円)	244	416
期末残高(千円)	10,933	31,632

(注)前事業年度の期首残高は「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用したことによる残高であります。

(セグメント情報等)

1.セグメント情報

(1) 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は「投資信託部門」及び「投資顧問部門」ごとに、経営戦略を立案・決定し、経営資源の配分及び業績の評価を行っております。

なお、「投資顧問部門」のセグメントの売上高、利益又は損失の金額及び資産の額がいずれも事業セグメントの合計額の10%未満でありますので、報告セグメントは「投資信託部門」のみであります。

報告セグメントである「投資信託部門」では投資信託の運用、商品開発等を行っております。

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(2) 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(3) 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(4) 報告セグメント合計額と財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

前事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

前事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

(1) 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

当事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

(1) 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

前事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社を持つ会社	岡三証券株式会社	東京都中央区	5,000,000	証券業	被所有直接2.30%	当社ファンドの募集取扱役員の出向3名	支払手数料の支払（注2）	3,667,811	未払手数料	257,814

（注） 1. 上記の取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針

過去の取引条件及びファンドの商品性を勘案して決定しております。

当事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
同一の親会社を持つ会社	岡三証券株式会社	東京都中央区	5,000,000	証券業	被所有直接2.30%	当社ファンドの募集取扱役員の出向4名	支払手数料の支払（注2）	3,450,056	未払手数料	181,880

（注） 1. 上記の取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針

過去の取引条件及びファンドの商品性を勘案して決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社岡三証券グループ（東京証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成 22年 4月 1 日 至 平成 23年 3月 31 日)		当事業年度 (自 平成 23年 4月 1 日 至 平成 24年 3月 31 日)	
1株当たり純資産額	13,054円73銭	1株当たり純資産額	13,372円64銭
1株当たり当期純利益金額	411円51銭	1株当たり当期純利益金額	300円49銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

1. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
当期純利益（千円）	339,501	247,904
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る当期純利益（千円）	339,501	247,904
普通株式の期中平均株式数（株）	825,000	825,000

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
純資産の部の合計額（千円）	10,770,153	11,032,429
純資産の部から控除する合計額（千円）	—	—
普通株式に係る期末の純資産額（千円）	10,770,153	11,032,429
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の 普通株式の数（株）	825,000	825,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表

中間貸借対照表

科 目	期 別	当中間会計期間 (平成24年9月30日)	
	注記 番号	金 額	
(資 産 の 部)		千円	
流動資産			
現金及び預金			5,720,630
有価証券			3,393,933
未収委託者報酬			628,917
未収運用受託報酬			10,442
未収投資助言報酬			13,512
繰延税金資産			4,285
その他流動資産			43,150

流動資産合計		9,814,871
固定資産		
有形固定資産	※ 1	161,746
無形固定資産		2,523
投資その他の資産		2,023,678
投資有価証券		1,787,071
繰延税金資産		161,596
その他		182,519
貸倒引当金		△17,510
投資損失引当金		△90,000
固定資産合計		2,187,947
資産合計		12,002,819
(負 債 の 部)		
流動負債		
預り金		12,648
前受運用受託報酬		1,841
前受投資助言報酬		743
未払金		391,484
未払収益分配金		67
未払償還金		3,795
未払手数料		290,126
未払事業所税		2,306
その他		95,189
未払法人税等		85,708
その他流動負債		162,904
流動負債合計		655,332
固定負債		
退職給付引当金		265,993
役員退職慰労引当金		26,590
資産除去債務		31,904
その他固定負債		16,028
固定負債合計		340,516
負債合計		995,848
(純 資 産 の 部)		
株主資本		
資本金		1,000,000
資本剰余金		566,500
資本準備金		566,500
利益剰余金		9,450,846
利益準備金		179,830
その他利益剰余金		9,271,016
別途積立金		5,718,662
繰越利益剰余金		3,552,354
株主資本合計		11,017,346
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		△10,376
評価・換算差額等合計		△10,376
純資産合計		11,006,970
負債・純資産合計		12,002,819

中間損益計算書

科 目	当中間会計期間 (自 平成 24年4月 1日 至 平成 24年9月30日)	
	注記 番号	金 額
営業収益		千円
委託者報酬		4,355,342
運用受託報酬		24,357
営業収益計		4,379,699

営業費用		3,213,273
一般管理費	＊1	1,026,104
営業利益		140,321
営業外収益	＊2	37,794
営業外費用		775
経常利益		177,339
特別利益		—
特別損失		—
税引前中間純利益		177,339
法人税、住民税及び事業税		84,687
法人税等調整額		△3,205
中間純利益		95,858

中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

（単位：千円）

株主資本

資本金

当期首残高	1,000,000
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	1,000,000

資本剰余金

資本準備金

当期首残高	566,500
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	566,500

資本剰余金合計

当期首残高	566,500
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	566,500

利益剰余金

利益準備金

当期首残高	179,830
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	179,830

その他利益剰余金

別途積立金

当期首残高	5,718,662
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	5,718,662

繰越利益剰余金

当期首残高	3,489,496
当中間期変動額	

剰余金の配当	△33,000
中間純利益	95,858
当中間期変動額合計	62,858
当中間期末残高	3,552,354
利益剰余金合計	
当期首残高	9,387,988
当中間期変動額	
剰余金の配当	△33,000
中間純利益	95,858
当中間期変動額合計	62,858
当中間期末残高	9,450,846
株主資本合計	
当期首残高	10,954,488
当中間期変動額	
剰余金の配当	△33,000
中間純利益	95,858
当中間期変動額合計	62,858
当中間期末残高	11,017,346
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	77,941
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△88,317
当中間期変動額合計	△88,317
当中間期末残高	△10,376
評価・換算差額等合計	
当期首残高	77,941
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△88,317
当中間期変動額合計	△88,317
当中間期末残高	△10,376
純資産合計	
当期首残高	11,032,429
当中間期変動額	
剰余金の配当	△33,000
中間純利益	95,858
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△88,317
当中間期変動額合計	△25,458
当中間期末残高	11,006,970

[重要な会計方針]

1. 資産の評価基準及び評価方法	有価証券 その他有価証券 時価のあるもの …中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、原則として総平均法により算定) 時価のないもの …原則として総平均法による原価法ないし償却原価法(定額法)
------------------	---

2. 固定資産の減価償却方法	有形固定資産 定率法により償却しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりです。 建 物 … 15年 器具備品 … 4 ～ 15年 無形固定資産 定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づき償却しております。
3. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 投資損失引当金 投資先会社への投資に係る損失に備えるため投資先の財政状態等を勘案して、投資有価証券について必要額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。 数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（5年）による定額法により発生翌期から費用処理することとしております。 (4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社内規に基づく中間期末要支給見積額を計上しております。
4. その他の中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。なお、仮受消費税等と仮払消費税等は相殺し、その差額はその他流動負債に含めて表示しております。

[会計方針の変更等]

（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

1. 減価償却方法の変更

当社は、法人税法の改正に伴い、当中間会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

これによる損益に与える影響額は軽微であります。

[追加情報]

（退職給付引当金）

当社は、当中間会計期間より退職給付制度の大幅な変更に伴い退職給付に係る会計処理をより適正に行うため、退職給付債務の計算方法を簡便法から原則法に変更しております。

この変更に伴い、退職給付債務について計算した簡便法と原則法の差額87,114千円を一般管理費に計上しております。

また、平成24年7月に退職一時金制度の一部について確定拠出年金制度へ移換し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号）を適用しております。

これに伴う確定拠出年金制度への資産の既移換額は8,010千円であり、未移換額は当中間会計期間末日において、24,039千円であり、未払金 その他（流動負債）に8,010千円、その他固定負債（固定負債）に16,028千円を計上しております。

[注記事項]

（中間貸借対照表関係）

当中間会計期間（平成24年9月30日）

（＊１）有形固定資産から控除した減価償却累計額は、192,701 千円 であります。

（中間損益計算書関係）

当中間会計期間（自平成24年4月1日 至平成24年9月30日）

１．（＊１）減価償却実施額

有形固定資産	18,046 千円
無形固定資産	158 千円

２．（＊２）営業外収益の主要なもの

有価証券利息	1,761 千円
受取配当金	17,875 千円
賞与引当金戻入	17,239 千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自平成24年4月1日 至平成24年9月30日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式	825,000株	—	—	825,000株

２．配当に関する事項

平成24年6月25日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・ 普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	33,000千円
1株当たり配当額	40円
基準日	平成24年3月31日
効力発生日	平成24年6月26日

（金融商品関係）

当中間会計期間（平成24年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成24年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）参照）。

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	5,720,630	5,720,630	—
(2)有価証券	3,393,933	3,393,933	—
(3)未収委託者報酬	628,917	628,917	—
(4)投資有価証券	1,085,110	1,085,110	—
(5)未払金（未払手数料）	290,126	290,126	—
(6)未払法人税等	85,708	85,708	—

（注1）金融商品の時価の算定方法

（1）現金及び預金、（3）未収委託者報酬、（5）未払金（未払手数料）、（6）未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（2）有価証券、（4）投資有価証券

これらの時価について、上場株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は日本証券業協会が公表する価格等、投資信託は公表されている基準価額等によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（701,961千円）は市場価額がなく、かつ将来キャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「（4）投資有価証券」には含めておりません。

（有価証券関係）

当中間会計期間（平成24年9月30日）

1. その他有価証券

（単位：千円）

	種類	中間貸借対 照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	（1）株式	539,616	535,939	3,676
	（2）債券			
	①国債・地方債等	319,827	319,825	1
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	（3）その他	413,366	390,226	23,139
	小計	1,272,809	1,245,991	26,818
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	（1）株式	68,299	82,372	△14,073
	（2）債券			
	①国債・地方債等	2,678,855	2,678,885	△29

②社債	—	—	—
③その他	—	—	—
(3) その他	459,079	488,067	△28,987
小計	3,206,234	3,249,324	△43,090
合計	4,479,043	4,495,315	△16,271

(注) 非上場株式（中間貸借対照表計上額 701,961千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(デリバティブ取引関係)

当中間会計期間（平成24年9月30日）

当社は、デリバティブ取引を利用していないため該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当中間会計期間（自平成24年4月1日 至平成24年9月30日）

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

1. 当中間会計期間末における当該資産除去債務の総額の増減

当事業年度期首	31,632千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	— 千円
時の経過による調整額	271千円
当中間会計期間末残高	31,904千円

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当中間会計期間（自平成24年4月1日 至平成24年9月30日）

当社は「投資信託部門」及び「投資顧問部門」ごとに、経営戦略を立案・決定し、経営資源の配分及び業績の評価を行っております。

なお「投資顧問部門」のセグメントの売上高、利益又は損失の金額及び資産の額がいずれも事業セグメントの合計額の10%未満でありますので、報告セグメントは「投資信託部門」のみであります。報告セグメントである「投資信託部門」では投資信託の運用、商品開発等を行っております。報告セグメントが1つであり、開示情報としての重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

当中間会計期間（自平成24年4月1日 至平成24年9月30日）

(1) 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略し

ております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3)主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

3.報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当中間会計期間（自平成24年4月1日 至平成24年9月30日）

該当事項はありません。

4.報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当中間会計期間（自平成24年4月1日 至平成24年9月30日）

該当事項はありません。

5.報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当中間会計期間（自平成24年4月1日 至平成24年9月30日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

当中間会計期間（自平成24年4月1日 至平成24年9月30日）

1株当たり純資産額	13,341円78銭
1株当たり中間純利益金額	116円19銭

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

1株当たり純資産額の算定上の基礎	
純資産の部の合計額（千円）	11,006,970
純資産の部から控除する合計額（千円）	—
普通株式に係る中間期末の純資産額（千円）	11,006,970
1株当たり純資産額の算定上に用いられた 中間期末の普通株式の数（株）	825,000
1株当たり中間純利益算定上の基礎	
中間純利益金額（千円）	95,858
うち普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る中間純利益金額（千円）	95,858
普通株式の期中平均株式数（株）	825,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと

（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

（1）定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあります。

（2）訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 「受託会社」

株式会社りそな銀行

① 資本金の額

平成24年9月末日現在、279,928百万円

② 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 「販売会社」

名称	資本金の額(百万円) 平成24年9月末日現在	事業の内容
岡三証券株式会社	5,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社りそな銀行	279,928	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 「受託会社」は、主に以下の業務を行います。

- ① 信託財産の保管、管理及び計算
- ② 委託会社の指図に基づく信託財産の処分

(2) 「販売会社」は、主に以下の業務を行います。

- ① 受益権の募集の取扱い
- ② 収益分配金の再投資
- ③ 償還金及び解約金の支払いの取扱い
- ④ 投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）及び運用報告書の交付の取扱い
- ⑤ 解約請求の受付、買取請求の受付・実行

3【資本関係】

該当事項はありません。

第3【参考情報】

当計算期間において、本ファンドに係る以下の金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類を関東財務局長宛に提出しております。

平成24年4月2日	有価証券報告書、有価証券届出書
平成24年10月2日	半期報告書、有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

平成25年1月31日

岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

東 陽 監 査 法 人

指定社員

業務執行社員

公認会計士

鈴木基仁 印

指定社員

業務執行社員

公認会計士

助川正文 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「日本インデックス225DCファンド」の平成24年1月7日から平成25年1月7日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、「日本インデックス225DCファンド」の平成25年1月7日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1.上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2.財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成24年6月25日

岡三アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員
業務執行社員

公認会計士 助川正文 ㊞

指定社員
業務執行社員

公認会計士 宝金正典 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている岡三アセットマネジメント株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第48期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、岡三アセットマネジメント株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書（当期中間）へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成24年11月22日

岡三アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

東 陽 監 査 法 人

指 定 社 員
業務執行社員

公認会計士 助 川 正 文 ㊞

指 定 社 員
業務執行社員

公認会計士 宝 金 正 典 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている岡三アセットマネジメント株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第49期事業年度の中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、岡三アセットマネジメント株式会社の平成24年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。